

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月26日

【四半期会計期間】 第17期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 日本郵政株式会社

【英訳名】 JAPAN POST HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 増田 寛也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111(日本郵政グループ代表番号)

【事務連絡者氏名】 常務執行役 西口 彰人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0206

【事務連絡者氏名】 IR室長 關 祥之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

日本郵政株式会社(以下「当社」といいます。)は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 連結経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
経常収益 (百万円)	5,969,326	5,639,129	5,750,780	11,950,185	11,720,403
経常利益 (百万円)	402,623	360,636	547,668	864,457	914,164
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	236,599	178,951	265,163	483,733	418,238
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	663,202	2,759,243	480,185	2,225,078	3,567,160
純資産額 (百万円)	15,624,830	15,261,029	16,078,548	12,616,774	16,071,067
総資産額 (百万円)	289,744,560	296,211,387	299,281,946	286,098,449	297,738,131
1株当たり純資産額 (円)	3,348.39	3,251.99	3,570.06	2,704.24	3,411.60
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	58.52	44.26	68.33	119.64	103.44
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	4.7	4.4	4.5	3.8	4.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,542,582	5,559,851	381,351	305,850	6,965,155
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,107,029	791,511	250,943	1,040,484	2,015,201
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	274,347	149,406	509,101	99,003	50,578
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	57,083,594	58,223,622	62,761,012	53,603,857	62,637,954
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	252,993 [154,179]	250,255 [146,823]	237,889 [139,868]	245,472 [154,529]	243,612 [147,163]

(注) 1. 当社は株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を中間連結財務諸表及び連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の中間期末(期末)発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり中間(当期)純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期中間連結会計期間の期首から適用しており、第17期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。詳細は「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりです。なお、「(参考)主たる子会社の経営指標等」についても同様となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期中	第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
営業収益 (百万円)	154,146	128,284	233,574	289,447	167,933
経常利益 (百万円)	129,887	105,466	201,962	243,027	114,800
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失() (百万円)	270,814	2,931,673	298,990	397,647	2,129,989
資本金 (百万円)	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数 (千株)	4,500,000	4,500,000	3,767,870	4,500,000	4,500,000
純資産額 (百万円)	8,104,239	5,004,603	5,749,560	8,031,667	5,912,969
総資産額 (百万円)	8,327,559	5,076,287	5,816,890	8,129,402	5,997,547
1株当たり配当額 (円)	25.00	-	-	50.00	50.00
自己資本比率 (%)	97.3	98.6	98.8	98.8	98.6
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	2,184 [2,680]	2,106 [1,858]	2,121 [1,893]	2,031 [2,546]	2,039 [1,856]

- (注) 1. 当社は株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当社株式を中間財務諸表及び財務諸表において自己株式として計上しております。
2. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の記載を省略しております。

(参考)主たる子会社の経営指標等

参考として、主たる子会社の「主要な経営指標等の推移」を記載します。

日本郵便株式会社(連結)

回次	第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期
会計期間	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
営業収益 (百万円)	1,870,010	1,845,656	1,785,598	3,839,318	3,837,635
経常利益 (百万円)	51,454	15,527	34,876	168,111	149,191
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 中間純損失() (百万円)	38,407	6,503	6,420	87,155	53,415
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	24,131	14,634	4,979	68,300	59,608
純資産額 (百万円)	812,151	826,321	850,984	855,378	871,293
総資産額 (百万円)	5,055,777	5,006,049	4,981,627	5,179,414	5,175,507

(注) 日本郵便株式会社は非上場のため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査もしくは中間監査を受けておりません。

株式会社ゆうちょ銀行(連結)

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
経常収益 (百万円)	909,996	830,534	1,154,063	1,799,544	1,946,728
経常利益 (百万円)	201,149	172,020	325,604	379,137	394,221
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	144,879	124,224	235,320	273,435	280,130
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	387,991	2,155,096	267,498	2,177,244	2,470,383
純資産額 (百万円)	11,660,199	11,070,839	11,479,764	9,003,256	11,394,827
総資産額 (百万円)	213,129,122	222,303,184	227,329,625	210,910,882	223,870,673

株式会社かんぽ生命保険(連結)

回次	第14期中	第15期中	第16期中	第14期	第15期
会計期間	(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
経常収益 (百万円)	3,661,332	3,385,358	3,226,121	7,211,405	6,786,226
経常利益 (百万円)	141,504	162,723	183,883	286,601	345,736
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	76,312	93,673	80,540	150,687	166,103
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	248,136	580,770	224,472	42,235	934,447
純資産額 (百万円)	2,240,109	2,487,798	2,664,345	1,928,380	2,841,475
総資産額 (百万円)	73,034,186	70,397,285	68,343,484	71,664,781	70,172,982

2 【事業の内容】

日本郵政グループ(以下「当社グループ」といいます。)は、当社、日本郵便株式会社(以下「日本郵便」といいます。)、株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」といいます。)及び株式会社かんぽ生命保険(以下「かんぽ生命保険」といい、日本郵便及びゆうちょ銀行と併せて「事業子会社」と総称します。)を中心に構成され、「郵便・物流事業」、「郵便局窓口事業」、「国際物流事業」、「銀行業」、「生命保険業」等の事業を営んでおります。当該5事業の区分は「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であり、報告セグメントに含まれていない事業を「その他」に区分しております。なお、「金融窓口事業」は、2021年度より「郵便局窓口事業」に改称しております。この報告セグメントの名称変更がセグメント情報に与える影響はありません。

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(郵便・物流事業)

日本郵便と楽天グループ株式会社(東京都世田谷区、代表取締役会長兼社長三木谷浩史、以下「楽天」といいます。)は、物流領域における業務提携の取組みや物流DXプラットフォームの共同事業化のために、2021年7月1日にJP楽天ロジスティクス株式会社(同年7月2日に合同会社から株式会社に組織変更し、商号を変更。以下「JP楽天ロジスティクス」といいます。)を設立し(JP楽天ロジスティクスに対する出資比率は日本郵便が50.1%、楽天が49.9%)、JP楽天ロジスティクスを日本郵便の連結子会社としております。

(郵便局窓口事業)

当中間連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及び株式会社システムトラスト研究所の営む事業を「郵便局窓口事業」に変更しております。

(その他)

当社は、2021年7月1日に株式会社JPデジタル(以下「JPデジタル」といいます。)を設立しております。

さらに成長が見込まれる不動産事業においては、2021年8月2日に日本郵政不動産株式会社(以下、「日本郵政不動産」といいます。)が日本郵船株式会社の子会社である郵船不動産株式会社(以下、「郵船不動産」といいます。)の発行済株式の51%を取得し、連結子会社としております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、「事業に係る主な法律関連事項」の記載に一部変更が生じております。以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の項目番号に対応したものであり、変更箇所は下線で示しております。

(3) 事業に係る主な法律関連事項

郵政民営化法

(i) かんぽ生命保険における業務の制限

かんぽ生命保険は、郵政民営化法により、政令で定めるもの以外の保険の種類(イ)の引受けを行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第1項)

また、保険業法第97条の規定により行う業務以外の業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないとされております。(法第138条第3項)

なお、保険料として収受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(法第138条第2項)

イ．保険契約者に対する資金の貸付け

ロ．地方公共団体に対する資金の貸付け

ハ．コール資金の貸付け

ニ．当社又は日本郵便に対する資金の貸付け

ホ．郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

ヘ．その他内閣府令・総務省令で定める方法

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可(イ)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(イ)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

かんぼ生命保険はこれまでに、他の保険会社の商品の受託販売等の新規業務、無配当疾病傷害入院特約や改定学資保険等の新商品、シンジケートローン、信託受益権の取得等による資産運用等について認可を取得しております。

一方、当社がかんぼ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第138条に係る認可は要しないものの、かんぼ生命保険が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされており、(法第138条の2)

当社は2021年6月9日付でかんぼ生命保険の株式の2分の1以上を処分した旨の届出を行ったことから、本書提出日現在において、郵政民営化法第138条の2の定めに基づき、新商品の開発・販売、新規業務、新たな方法による資産運用にかかる認可手続きは不要となり、届出制へと移行しております。なお、郵政民営化委員会から2021年10月14日に公表された「株式会社かんぼ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針（令和3年10月）」において、届出後に必要に応じて郵政民営化委員会による調査審議が実施される場合があります、その場合の調査審議に要する期間はこれまでの認可制に比べて短縮される旨の方針が示されております。

郵便法

(a) 郵便の実施

郵便の業務については、日本郵便が行うことが郵便法に定められております。(法第2条)

また、日本郵便以外の何人も、郵便の業務を業とし、また、日本郵便が行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならないとされており、(法第4条)

2021年5月に「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）」が施行されたことに伴い、2021年10月から、普通扱いとする郵便物の配達頻度の変更（週6日以上とされている郵便物の配達頻度を週5日以上に変更）、送達日数の変更（原則3日以内とされている郵便物の送達日数を原則4日以内に変更）等、サービスの見直しを段階的に実施しています。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更及び追加があった事項は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

なお、以下の見出し及び本文中に付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

・当社経営陣が特に重視する当社グループの事業等のリスクの概要

8. 海外子会社に関するリスク

日本郵便は、豪州・アジア市場を中心に、海外子会社による国際的な事業展開を推進しております。日本郵便の子会社であるトール社については、2021年8月、Allegro Funds Pty Ltdの傘下企業との間で赤字が継続しているエクスプレス事業の譲渡手続きが完了いたしました（これにより2021年3月期において674億円の特別損失、当第2四半期連結累計期間において106億円の事業譲渡損を計上しております。）が、トール社は債務超過の状態となっており、依然厳しい経営状況となっております。当社グループは、豪州事業の合理化やアジア中心のビジネスモデルへの転換による成長を図りますが、期待される経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、トール社の保有する物流設備その他の固定資産について更なる減損損失を計上する可能性があります。

エクスプレス事業とは豪州及びニュージーランド国内におけるネットワークを活用して道路、鉄道、海上及び航空貨物輸送サービスを提供する事業のことです。

・当社グループ全般に関するリスク

1. 事業環境に関するリスク

(2) 他社との競合に関するリスク

当社グループが行う事業は、いずれも、激しい競争状況に置かれております。当社グループと競合関係にある同業他社は、AI・Fintech・テレマティクス等の技術の急速な進展・活用、その他の事業環境の変化・事業戦略の変更等で、当社グループより優れた商品構成、サービス、価格競争力、事業規模、シェア、ブランド価値、顧客基盤、資金調達手段、事業拠点、ATM・物流拠点その他のインフラ・ネットワーク等を有する可能性があります。

例えば、日本郵便が行っている郵便・物流事業については、信書便事業者や他の物流事業者等と競合関係にあります。特に成長が見込まれる物流事業における競争は激しく、日本郵便としては価格競争による個数獲得は目指さない方針ですが、競業他社が日本郵便よりも競争力のある価格でサービスを提供すること等により、日本郵便のシェアも影響を受けております。このように、他社サービスの競争力の向上その他の理由により他社の提供するサービスへの乗り換えが発生した場合、又は、競争激化により日本郵便の事業、シェア若しくは収益の動向が当社グループの想定通りに進捗しなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行が行っている銀行業、及びかんぽ生命保険が行っている生命保険業も、同業他社等と競合関係にあります。今後、両社が金融サービスに対する顧客ニーズの変化や市場構造の変化等に適切に対応できなかった場合、又は、両社が競合他社に対して優位に立てない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われているほか、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和が行われております。当社グループ各社が市場構造の変化に対応できなかった場合や規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、日本のeコマース市場の拡大に伴い宅配取扱数量の増加がみられる一方で、物流事業者やEC事業者による提携、主要なECプラットフォームによる独自の物流サービスの展開等が進んでおり、日本郵便がeコマース市場の拡大に伴う需要の増加を十分に取り込める保証はありません。また、郵便事業と競合する一般信書便事業については、民間事業者による信書の送達に関する法律(以下「信書便法」といいます。)に基づき、一定の参入条件が課された許可制とされており、現時点において同事業に参入している民間事業者はおりません。しかしながら、信書便法の改正等により、信書便事業の業務範囲の拡大や参入条件が変更され

るなど参入規制が緩和された場合には、新規事業者の参入により競争が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは事業の競争力を維持するため、グループ横断的な新規事業への進出やDXの検討・実践に向けた取組み等を進めておりますが、適時かつ適切に効果的な施策を講じることができなかつた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、業務の効率化が進まなかつた場合、事業運営コストを賄うため、収益性を過度に追求した営業や過度のリスクを伴う資金運用を行う場合には、コンダクト・リスクや運用リスクが顕在化し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制・法令遵守等に関するリスク

(1) 不正・不祥事に関するリスク

当社グループでは、業務改善計画に基づいた改善策の実行に向けて取り組んでいるかんば生命保険商品の募集品質に係る問題に加え、2020年度に発覚した、かんば生命保険商品と投資信託の横断的な販売について、一部お客さま本位といえない営業が行われていたことや、ゆうちょ銀行のキャッシュレス決済サービスの不正利用等の新たな問題が発覚しています。当社グループは、外部専門家の方々に構成された、各種取組みを公正・中立な立場から検証するJ P改革実行委員会からの評価、助言等も踏まえ、ガバナンス機能、グループコンプライアンス機能、監査部門の機能の強化等を図り、業務改善計画を着実に実行しており、また、お客さまからの信頼回復に向け、2020年9月に発表した「お客さまの信頼回復に向けた約束」をもとに、お客さまや社員の声を経営や営業・業務改善に活用する等、お客さま本位の事業運営を徹底してまいりますが、かかる態勢・予防策が十分な効果を発揮しない場合、当社グループの役員・従業員による法令その他諸規則等の違反、社内規程・手続等の不遵守、不正行為、事故、不祥事等が生じ、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、当社グループでは、2020年度以降においても、長崎県の郵便局で発覚した現金詐取事案や、愛媛県の郵便局における郵便局資金横領等事案、従業員による郵便物等の放棄・隠匿事案、郵便局元課長が郵便切手横領容疑で逮捕される事案等が発覚しており、このような事案を含め、不祥事等が発生した場合には、被害者等に対して損害賠償責任を負い、監督官庁からの行政上の処分等を受ける可能性があるほか、当社グループの社会的信用が低下するおそれもあります。特に、規制当局や世間の関心の対象となる不祥事等はその時々によって異なり、かかる変化に適応することが求められますが、事業環境や資金調達取引の複雑化などにより、当社グループがあらゆる事象に適時・適切に対応することができない可能性があります。

(3) 訴訟その他法的手続に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、人事労務、業務上の事故、外部委託、知的財産権等の利用に関する事項をはじめとする、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しております。一部ではありますが、人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起されております。

かかる訴訟等の解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した、当社グループに対して損害賠償の支払等が命じられる等不利な判断がなされた場合には、当社グループにおいても当該判断を踏まえた対応が必要となるなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、労働契約法第20条（平成30年法律第71号による改正前のもの）に基づき、期間雇用社員である原告が正社員と期間雇用社員に労働条件の差異があるのは不合理であるとして提訴した訴訟については、2020年10月15日に最高裁判所が、一部の手当や休暇制度について、正社員と期間雇用社員である原告間に差異があるのは不合理との判決を言い渡しました。当社グループにおける今後の人事労務制度改正の内容については、最高裁判所の判決の内容を踏まえ、労使交渉のうえ決定していくこととしておりますが、その内容等によっては対応に相当の費用を要するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3. 事業運営に関するリスク

(1) 中期経営計画に関するリスク

当社グループは国内外の市場金利、為替、株価、経営環境(消費税増税を含む。)、競争状況、営業費用等多くの前提に基づいて中期経営計画を策定し、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等の業務に係る中期的な事業戦略・方針を定めております。当社グループの中期経営計画「J Pビジョン2025」では、「お客さまと地域を支える共創プラットフォームの構築」、「グループ一体でのDX推進による新しい価値提供」の戦略のもとに、成長に向けた投資、効率化施策、生産性向上の取組みを行っています。

しかしながら、将来の戦略、計画、方針等には様々なリスク等が内在しており、当社グループの施策が奏功し

なかった場合、又は、当社グループの採用した前提と異なる状況が生じた場合には、当該計画の実現又は目標の達成ができない可能性があります。具体的には、エンジニアの確保・育成や既存の人材・システムの置換が進まないこと等により、DXの推進による業務効率化、サービスの拡充や新たな価値創造、固定費の削減、当社グループの成長に向けた戦略的なIT投資が予定通りに進まない可能性があります。また、不動産開発に関するノウハウの不足又は不動産市況の悪化等により不動産事業の強化が期待された効果を生まない可能性があります。さらに、他社とのM&Aや提携については、他の投資者等との競合や規制上の理由により当社グループが企図したM&Aや提携を実施できない可能性があるほか、完了したM&Aや提携についても、実施後の統合プロセスが不十分なものであったり、M&Aや提携の効果についての見積もりが楽観的であったこと等により、期待されたリターンを得られない可能性があります。現在公表している楽天グループとの提携や佐川急便との協業に関する基本合意についても、現時点では必ずしもその具体的な内容が実施又は決定されているわけではないなど、当社グループが進める出資や提携が期待された効果を生まない可能性があります。加えて、新規ビジネス等の推進を目指していく中で、拡大するポートフォリオを十分に管理することができず、投資や撤退の時期等を適切に見極めることができなくなる可能性があります。

また、P-DX等の推進による郵便・物流事業における業務効率化が想定通りに進まない可能性があるほか、eコマース市場の成長又は物流市場における需要の増加が当社グループの想定を下回る、又は、当社グループがかかる物流需要を十分に取り込めない可能性があります。かんぽ生命保険に関しては、市場金利の低下に伴う保険料の値上げなどにより貯蓄性商品の新契約の獲得実績が想定以上に減少していることに加えて、保険募集プロセスの品質事案等の影響で新契約の獲得が計画通り進まない、又は、既存の契約の解約数が増加する可能性があります。かかる場合、当該計画期間終了後も新契約の獲得や既存の契約の維持については、厳しい状況が継続することが見込まれます。なお、中期経営計画のうち、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険にかかる事業戦略及び経営計画に関するリスクについては、それぞれ「銀行業に関するリスク(8)事業戦略・経営計画に係るリスク」及び「生命保険業に関するリスク(5)事業戦略・経営計画が奏功しないリスク」も併せてご参照ください。

さらに、金融2社等当社グループ各社が保有する有価証券の価値の低下による減損損失、売却損の計上やその他有価証券評価差額金の減少等により当社グループ各社からの配当収入が減少する結果、当社では十分な配当可能額が確保できず、中期経営計画における配当目標を達成できない可能性があります。

また、2021年3月31日付で公表したとおり、当社は、2021年3月期通期の個別決算において、ゆうちょ銀行の株式について、時価が著しく下落したため減損処理を行い、2,229,538百万円の関係会社株式評価損(特別損失)を計上いたしました。今後も金融2社株式を含む当社保有の株式の時価が下落することにより更なる減損処理が必要となった場合には、これに伴う剰余金の減少によりさらに分配可能額が減少し、あるいは消失する可能性があります。

なお、当社は将来的な国際財務報告基準(IFRS)の適用を検討しており、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) グループ外の企業との資本・業務提携、外部委託及び企業買収並びに業務範囲の拡大等に伴うリスク

当社グループは、当社グループ外の企業との間で、様々な業務に関し、資本・業務提携、外部委託を行っております。当社は、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険との戦略提携に合意し、アフラック・インコーポレーテッドの発行済株式総数(自己株式を除く。)の約7%を取得しております。また、2021年3月12日に、当社及び日本郵便は、楽天株式会社(現楽天グループ株式会社)との資本・業務提携に合意(さらに、同年4月28日に当社、日本郵便、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命と楽天グループ株式会社との間で改めて業務提携に合意)し、同年3月29日をもって、当社は、楽天株式会社の発行済株式総数(自己株式を除く。)の約8%を取得したほか、同年7月1日、日本郵便は、楽天グループ株式会社とJP楽天ロジスティクスを設立し、連結子会社としております。加えて、同年9月10日には、日本郵便は、佐川急便株式会社との間で、物流サービスの共創に向けた両社の事業成長を目的とした協業に関する基本合意書を締結しております。このようなグループ外の企業との資本・業務提携については、具体的な内容が決定又は実施されていないものがあることに加え、資本・業務提携先との間における、戦略上若しくは事業上の問題又は目標の変更や当社グループとの関係の変化等により、期待通りの効果が得られない可能性や、投資に見合うリターンを得られない可能性、当社グループの既存事業に負の効果を及ぼす可能性も否定できません。このような場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、資本・業務提携先、外部委託先において、業務遂行上の問題が生じ、商品・サービスの提供等に支障をきたす場合、顧客情報等の重要な情報が漏えいする等の事故、違法行為、不正行為、不祥事等が発生した場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループが、他の企業を買収するに当たっては、買収先企業や買収先事業を効果的かつ効率的に当社グループの事業と統合できない可能性、買収先企業の重要な顧客、仕入先、その他関係者との良好な関係を維持できない可能性、買収資産の価値が毀損し、損失が発生する可能性などがあります。また、想定した事業環境と異なる状況が発生する可能性、経営

陣を含む人材流出・不足等の可能性などがあります。このような事象が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の業務範囲の拡大については、当社グループが業務範囲を拡大することができたとしても、限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合や業務拡大により過度の人的・物的負担が生じた場合等において、業務範囲の拡大が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報通信システム及び個人情報その他の機密情報の漏えいに関するリスク

当社グループは、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等を営んでおり、当社グループのコンピュータシステムは、顧客や各種決済機構等のシステムとサービスの提供に必要なネットワークで接続されるなど極めて重要な機能を担っております。これらについて、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等に加えて、人的過失、事故、停電、コンピュータウイルスの感染、不正アクセス等のサイバー攻撃、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大なシステム障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステムの障害、故障等が生じた場合に、業務の停止・混乱等及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の低下、対応や対策に要する費用等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、多くの顧客や取引先等から様々な情報を取得しているほか、事業・人事などに関する多数の情報を保有しており、これらの情報については、郵便法、銀行法、保険業法、金融商品取引法等のほか、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に取り扱うことが求められていることから、当社グループは、かかる事態に対処するため、外部の専門人材の活用等多様な防御対策を講じることにより、システム障害等の発生への未然防止に努めています。しかしながら、当社グループのコンピュータシステムの障害・故障その他の理由により、当社グループが保有する個人情報及び機密情報等の外部への漏えいが発生した場合は、損害賠償や当該事案への対応費用、行政処分、社会的信用の低下による顧客の喪失等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、不正アクセス等のサイバー攻撃に対しては、メールやWeb閲覧に対するウイルス感染抑止等の入口対策、外部デバイスの接続制限や、許可された通信先以外の遮断等の出口対策を講じるとともに、当社グループのサイバーセキュリティ担当役員によるグループサイバーセキュリティ委員会を設置し、グループ全体でセキュリティの高度化を推進することに加え、セキュリティ専門家による点検・指導、対策推進等サイバー攻撃への対応に努めております。しかしながら、かかる施策によっても完全に高度化するサイバー攻撃等を防ぐことは困難であり、特に近年、不正アクセス等サイバー攻撃による企業・団体が保有する個人情報等の漏えいが多発しており、在宅勤務（テレワーク）の増加により、かかる脅威は今後さらに増大する可能性があります。また、グループ共通のアプリ・IDシステムの導入など、お客さまとの接点のデジタル化によってもかかる脅威は増大する可能性があるほか、当社グループの主要事業に適用される規制の影響により、利便性と安全性を兼ね備えたアプリの開発に支障が生じる可能性があります。

加えて、当社グループは、基幹ITシステムを含む当社グループのITシステムのアップグレードを行っており、かつ、新規のシステム投資を行うこともあります。かかる作業の遅延、失敗、多額の費用発生により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業に関するリスク

(1) 郵便局窓口業務のサービス品質に関するリスク

日本郵便及びかんぽ生命保険におけるお客さまのご意向に沿わず不利益が生じた保険契約乗換等に係る事案（以下「募集品質問題」といいます。）及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案の発生により、当社グループに対する株主、投資家、お客さま、その他ステークホルダーからの信頼は未だ回復途上にあり、早期の信頼回復が最重要課題と認識しております。当社グループは、募集品質問題について、お客さまからの信頼の早期回復、並びに保険募集プロセスにおける法令遵守及びお客さま本位の意識の徹底による募集品質の確保・向上を図るため、お客さまの不利益の解消に向けたご契約調査等の対応や、2020年1月31日付で監督当局に提出した業務改善計画に基づく再発防止策の実施に最優先で取り組んでまいりました。

また、日本郵便において行われた一部のお客さまのご意向に沿っていない取引のうち法令違反が認められたかんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売について、契約無効措置等のお客さま対応を実施するとともに、日本郵便が商品横断的なデータモニタリングを行うなど、改善に向けた取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、今後、これらの取組みが期待された効果を発揮しない又は効果の発揮までに想定以上の時間を要する場合には、当社グループに対するステークホルダーからの信頼の回復に影響を及ぼす可能性があります。さらに、お客さまのご意向に沿わず不利益となる同種の事例、法令違反又は社内ルール違反となる事例が判明する場合、過去に締結した保険契約ないし投資信託契約等に対する苦情や無効申請等、原状回復のお申し出が再発

する又は解消しない等の場合には、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。このように今後募集品質問題等に関連して当社グループが遵守すべき法令等の義務に反する行為が発生・発覚する場合、又は業務改善計画の進捗及び改善状況について監督当局がそれらを不十分であると判断した等の場合、当該違反行為の規模や程度又は日本郵便及びかんぽ生命保険の取組状況によっては、監督当局から再度業務停止命令等の行政処分を受けるなど、当社グループの経営や事業の存続にとって重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、さらに追加での各種調査やお客さまの不利益の解消に向けた保険契約に関する手続きが必要となる場合には、追加的な費用を要する可能性や新契約の獲得に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、募集品質問題に関連して、保険契約者等から訴訟を提起された場合にも、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、日本郵便及びかんぽ生命保険は、上記の募集品質問題等を受けて、2019年7月以降、郵便局からの積極的なかんぽ生命保険の保険商品のご提案を控えていたことに加えて、2019年12月27日に監督当局から業務停止命令を受けたことに伴い、2020年1月1日から2020年3月31日までの間、保険募集及び保険契約の締結を停止しておりましたが、2020年10月5日からお客さまにご迷惑をおかけしたことをお詫びすることを第一とする信頼回復に向けた業務運営を開始し、2021年4月1日からは、お客さまのニーズの確認を行いながら、お客さまニーズに応じた金融商品の情報提供やご提案を行うことで、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しております。

当社グループの2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画においては、お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまからの信頼を回復することを基本方針として掲げ、勧誘方針やかんぽ営業スタンダードなどのプリンシプルに基づく活動をはじめ、適切な募集プロセスのもと、お客さまが納得・満足の上で商品・サービスをご利用いただく活動の展開、お客さまへの丁寧なアフターフォローを通じた信頼関係の再構築に取り組むなど、信頼回復に向けた取組みを継続してまいります。また、新しいかんぽ営業体制を構築し、当社グループのコアビジネスである生命保険業を安定的かつ持続的に提供するために、日本郵便のコンサルタント（2020年4月に日本郵便の渉外社員の呼称をコンサルタントへ変更しております。以下同じ。）と窓口社員の役割を明確化し、コンサルタントについては、かんぽ生命保険が人件費等の負担を含め直接責任をもってマネジメントする体制に改めるとともに、コンサルタントは生命保険およびがん保険のアフターフォローと保障のご提案に専念します。

しかしながら、これらの取組みが奏功しない場合には、既存契約の維持を図れない又は新契約の獲得が想定よりも進まないなどの理由により、当社グループの業務運営及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、新契約の獲得が進まないなどの期間がより長期にわたり継続する場合には、当社グループの中期的な事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、日本郵便が取り扱う金融商品の販売が回復しない場合には、日本郵便が受領する金融2社及びその他の提携金融機関からの受託手数料の減少により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 郵便・物流事業における経営環境の変化に関するリスク

郵便・物流事業においては、近年のeコマース市場の拡大に伴う宅配便需要の急激な増加とこれによる労働力の不足といった経営環境の急激な変化が顕在化しており、他の主要な物流事業者等においては、基本運賃や大口顧客向け特約運賃の値上げを含む契約条件の改定、配達時間帯や再配達に係るサービス内容の見直し、労働環境又は労働条件の改善のための取組みを行っているものも見受けられます。日本郵便においては、P-DXの推進やオペレーション改革などにより業務の効率化を徹底しますが、当社グループがこのような経営環境の変化に適切かつ適切に対応できなかった場合、当社グループの競争力、収益性、人材の確保等に影響し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電子メール、SNSやスマートフォンの普及に加え、当社グループの顧客における請求書や取引明細書等の電子メール送信・Web閲覧の浸透等の影響により、郵便物数は年々減少を続けており、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大によってデジタル化が進み、今後もかかる傾向は継続することが予想されます。また、当社グループの郵便・物流事業における重要な収益の柱となっている年賀状の配達数も年々減少傾向にあり、国民の生活様式や社会慣行の変化等の要因により、今後も減少傾向が進む可能性があります。

日本郵便は、消費税増税に伴い2019年10月1日に郵便料金及び荷物運賃の改定を行いました。また、2020年12月4日に公布され、2021年5月1日に施行された改正郵便法を受けて、同年10月以降、普通扱いとする郵便物等の土曜日配達休止、郵便区内特別郵便物の差出条件の見直し、速達郵便料金の1割程度の引下げ等を行っており、送達日数についても、宛先の地域に応じて2022年1月以降順次1日程度の繰下げを行う予定です。これら郵便料金の改定、サービスの見直し等により、当社グループが取り扱う郵便物等の数に影響を及ぼす可能性があります。これらの事情により、当社グループの郵便・物流事業において取り扱う郵便物等の数が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融 2 社からの郵便局窓口業務の受託に関するリスク

日本郵便が金融 2 社との間で締結している銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく受託手数料は、銀行法・保険業法に定められたアームズレングスルール等を遵守することが求められており、恣意的な変更が行われることは想定しておりませんが、今後、上記各窓口業務契約等が、合理的な理由に基づき受託手数料の額を減額する又は対象となる業務の範囲を限定する等、日本郵便にとって不利に改定された場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。また、特にゆうちょ銀行から受け取る受託手数料については、ゆうちょ銀行の直営店での業務コストをベースに、日本郵便での取扱実績に基づいて委託業務コストに見合う額が算出されます。ゆうちょ銀行は、業務効率化等を通じて日本郵便への委託手数料の減少に向けた取り組みを行う方針であり、ゆうちょ銀行においてかかる業務コストの削減が行われた場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。さらに、これらの受託手数料の一定部分は、日本郵便において取り扱われた業務の量にかかわらず一定の計算方法により算定されるものとされていますが、今後仮に金融 2 社が日本郵便における業務量に比例する受託手数料の割合を高めようとする場合には、当社グループの郵便局窓口事業における収益に影響を与える可能性があります。

また、2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行され、2020年3月期から郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便が負担すべき額を除く。)は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便に交付される交付金で賄われることとなり、これを契機に委託手数料が見直されました。かかる交付金・拠出金制度の下で、今後も同手数料が見直される場合があり、その内容によっては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2021年3月期における銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等に基づく各社からの受託手数料並びに郵政管理・支援機構から交付される交付金は、それぞれ3,663億円及び2,070億円並びに2,934億円であり、それぞれ当社グループの郵便局窓口事業セグメントにおける経常収益の約29%及び約17%並びに約24%を占めています。

当社グループとしては、今後もユニバーサルサービスが利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、日本郵便と金融 2 社との関係を引き続き強化していく所存であり、当社が金融 2 社の株式を処分したこと(なお、2021年5月に公表したとおり、当社は、かんぽ生命保険が行う自己株式取得に応じた売付け及び株式処分信託設定による処分により、当社が保有するかんぽ生命保険普通株式163,306,300株を処分しており、この結果、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となっています。)により当社による両社への影響力が低下・消滅した場合においてもこの関係は変わるものではないと当社としては考えております。しかし、金融 2 社はユニバーサルサービスの提供に係る法的義務を負うものではなく、金融 2 社が、郵便局ネットワークに代替する販売チャンネル(例えば、ATMの相互利用、オンライン取引、グループ外の企業への委託を含みますがこれらに限られません。)をより重視するようになった場合等や、窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等、銀行窓口業務契約等及び保険窓口業務契約等の解除が発生した場合には、当社グループの郵便局窓口事業の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 国際物流事業に関するリスク

トール社の業績に関するリスク

国際物流事業を担うトール社の事業は、豪州経済の減速や新型コロナウイルス感染症、サイバー攻撃等の影響等もあり、厳しい経営環境が継続しております。赤字が継続しているエクスプレス事業については、トール社において売却の検討を行ってまいりましたが、2021年8月、Allegro Funds Pty Ltdの傘下企業への譲渡手続きが完了いたしました。本件譲渡に伴い、当社グループは、2021年3月期において、特別損失として674億円（減損損失619億円、その他の特別損失54億円）、また、当第2四半期連結累計期間において、事業譲渡損106億円を計上しております。また、エクスプレス事業の譲渡手続きは完了したものの、当該事業から残存するトール社のオペレーションを完全に切り離すことには困難を伴い又は時間を要する可能性があり、かかる対応のために追加の費用等が生じる可能性があります。

また、トール社を親会社とする連結グループは、2021年9月末日現在で824億円の債務超過となっており、依然厳しい経営状況にあります。エクスプレス事業の譲渡後も、日本郵便は、トール社の残るロジスティクス事業及びフォワーディング事業の採算性の向上に努めるとともに、「JPトールロジスティクス株式会社（以下、「JPトールロジスティクス」といいます。）及びトールエクスプレスジャパン株式会社（以下、「トールエクスプレスジャパン」といいます。）の活用などにより、豪州に依存した経営構造から脱却し、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長を図りますが、かかる経営改善策及び成長戦略が功を奏せず、トール社の業績が向上しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、トール社の保有する物流設備その他の固定資産について更なる減損損失を計上する可能性もあります。また、日本郵便がトール社の事業再編その他日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換に係る施策をさらに進めるに際して総務大臣の認可が必要となる場合、必要な認可を適時に取得できないか又はそもそも認可を得られないことにより、事業再編等に支障が生じる可能性があります。

さらに、2020年1月にトール社は標的型サイバー攻撃を受け、一時的に全システムのシャットダウンを実施し、サービスの提供に影響を及ぼしました。さらに、同年5月に別の標的型サイバー攻撃を受けたことにより、再び全システムのシャットダウンを実施するとともに、情報流出が確認されたため、情報流出範囲の特定等、必要な対策を講じています。今後もサイバー攻撃を受け、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、トール社は、日本郵便の買収以前に多数の企業買収を行い、事業統合を実施している過程にありますが、当社グループとの事業統合も含め統合が予定通り進捗しない場合には、複数のビジネス・ユニットによる取引先の競合やオペレーションの重複等が解消されないこと、複雑な業務及び設備、並びに異なる地理的エリアに存する多様な企業風土と異なる言語に基づく従業員を十分に管理できないこと、トール社と競合関係にある同業他社が、トール社より優れた革新的な商品・サービスを提供することで、トール社のマーケットシェア及び利益が低減すること、自然災害、事故等により、基幹ITシステム、主要な輸送手段、倉庫が損害を受けること、さらには、買収時に発見できなかった問題が発生すること等により、当社グループ又はトール社の事業に負の効果を及ぼして、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産事業に関するリスク

当社グループは、郵便局窓口事業において、日本郵便が保有する不動産を有効活用して事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営んでおります。当社グループは多くの不動産を保有しているものの、不動産事業におけるノウハウが限られていること、また、必要な人員の採用、定着が進まないこと等により、当該事業を発展させることができない可能性があります。加えて、当社グループは、グループ保有不動産の再開発を加速することで、不動産事業の利益拡大を目指してまいりますが、不動産市況等によってはかかる開発が当社グループの想定通りに進捗する保証はなく、また、グループ外の企業との共同プロジェクトにおいては、当社グループによるプロジェクトへの管理が及ばなくなったり、共同事業者との間で意見の不一致が生じること等により、事業の進捗に支障が生じる可能性があります。

また、当該事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や人口、市場における需給等の変化により、不動産価格の下落、賃貸料の下落や未収、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、棚卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生等の影響を受ける可能性があります。特に今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言等を受けた深刻な経済活動の停滞により、テナント賃料の減免等が一部発生しているほか、空室率の上昇、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定され、また、収束後も、eコマース市場の拡大などの消費者動向の変化、ライフスタイルや働き方の変容により、オフィス需要や商業施設（特に小売り）の需要の変化等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、保有不動産等に評価損・減損損失や売却損が発生する可能性があります。また、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・銀行業に関するリスク

(1) 市場リスク

ゆうちょ銀行が保有する金融資産・負債の多くは、市場の変動による価値変化等を伴うものであります。ゆうちょ銀行では、中長期的に収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALM(Asset Liability Management)の枠組みの下、市場環境の変化、リスク・リターン等を踏まえた機動的なポートフォリオ運営を行っている他、ストレステストや損益シミュレーション等を実施することにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めております。しかし、かかる管理にかかわらず、例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大による歴史的な市場の動揺、さらに世界経済への深刻な影響あるいはその懸念等を背景にした大幅な市場変動等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

金利リスク

ゆうちょ銀行が保有する日本国債(2021年3月末日現在、50.4兆円・総資産額の22%)や外国証券(2021年3月末日現在、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)は71.1兆円・総資産額の31%)などの金融資産と、定額貯金をはじめとする貯金や外貨を含む市場性調達(期間や金利更改サイクル等)には、差異が存在します。このため、金利(長期や短期の金利)の変動は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、2021年3月期末現在において、日本国債の一部の金利がマイナスとなる等市場金利は歴史的な低水準にあり、さらに、今後の金融政策の動向によりかかる金利水準が長期に亘り継続し又は低下する場合、運用収益の減少に比して、相対的に貯金の調達コストが減少しないことにより、資金粗利鞘が減少し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、市場金利の変動は、ゆうちょ銀行の債券ポートフォリオ等の価値に影響を及ぼします。例えば、国内外の景気変動、中央銀行の金融政策、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により市場金利が上昇した場合、保有する債券等の価値下落によって評価損・減損損失や売却損等が生じ、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、定額貯金(2021年3月末日現在、83.4兆円・総貯金額の44%)。預入から6か月経過後は払戻し自由、3年までは6か月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金)について、急激な市場金利上昇等により、事前のリスク管理の想定を超える貯金流出や預替えが発生した場合にも、計画以上の運用原資の減少や調達コストの上昇を通じて、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、ゆうちょ銀行は、金利リスク状況のモニタリングの一環として、監督当局による「主要行等向けの総合的な監督指針」において定められた重要性テストの過程で用いられる手法に基づき、金利変動による資産・負債の経済価値の減少額(以下「EVE」といいます。)を計測しております。今後、ゆうちょ銀行のEVEの最大値が重要性テストにおける評価基準である自己資本の額の20%を超え、監督当局から深度ある対話を行う必要が認められる銀行と判断される場合には、対話を通じて共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応を求められる可能性があります。なお、仮に当該改善計画を確実に実行させる必要があると監督当局から判断された場合、監督当局から行政上の措置が課される可能性があります。

重要性テストの適用については、監督指針において、「ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、(重要性テストに該当する場合)監督上の対応をするに当たっては、当該特殊事情を適正に勘案することとする。」とされております。

また、国際的な金融規制の流れを考慮し、内部管理として、国際統一基準行目線での管理も行っております。

(7) 事業環境等に係るリスク

経済・社会情勢、市場に係るリスク

ゆうちょ銀行が行う当社グループの銀行業は、その収益の多くが日本国内での貯金調達や国内外での有価証券運用によって得られており、国内外の景気・信用状況や人口動態等の経済・社会情勢、金利・為替等の市場の変動・悪化が、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、消費税率の引き上げによる家計の可処分所得の低下や、少子高齢化に伴い、日本の貯蓄率・預金水準が低下し、ゆうちょ銀行の貯金残高が減少する可能性があります。また、大幅な市場変動により、ALMやリスク管理態勢が期待通り奏功せず、ゆうちょ銀行の事業の低迷や資産内容の悪化、資金調達力・資産流動性の低下等が生じる可能性があります。このような場合、中長期的な収益の確保を目的とした運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2021年8月末時点で四度に亘って政府より緊急事態宣言が出される等、引き続き新型コロナウイルス感染症が国際社会・世界経済にとって大きな脅威となっております。

す。ゆうちょ銀行では、お客さまや社員への感染拡大防止や業務継続態勢の確保に努めておりますが、かかる対応にかかわらず、ゆうちょ銀行の商品・サービスの利用者が著しく減少した場合、また、当社グループ社員に感染が拡大することにより業務の継続が困難となった場合等は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 事業戦略・経営計画に係るリスク

ゆうちょ銀行は、“信頼を深め、金融革新に挑戦”のスローガンのもと、5つの重点戦略である「リアルとデジタルの相互補完による新しいイテールビジネスへの変革」、「デジタル技術を活用した業務改革・生産性向上」、「多様な枠組みによる地域への資金循環と地域リレーション機能の強化」、「ストレス耐性を意識した市場運用・リスク管理の深化」、「一層信頼される銀行となるための経営基盤の強化」を通じて、2021年度から2025年度までを計画期間とする中期経営計画を推進しております。しかしながら、これらに向けたゆうちょ銀行の事業戦略・経営計画は、各種のリスクにより実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性があります。また、本項に記載したリスク要因等に伴い、事業戦略・経営計画の策定時に前提とした各種の想定が想定通りとならないこと等により、当初計画した成果が得られない可能性もあります。特に、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況等)等が計画策定時の想定通り安定推移しなかった場合、例えば、市場金利の低下による運用利回りの減少によって計画が達成できない可能性、米ドルをはじめとする外貨調達コストが上昇することによって計画を達成できない可能性、海外のクレジットスプレッド拡大によるゆうちょ銀行が保有する有価証券中の投資信託の特別分配金発生によって計画が達成できない可能性、プライベート・エクイティの投資先の企業価値や売却時期が想定対比で乖離することによって計画が達成できない可能性、国際分散投資等の高度化・加速を継続していく中で、適切なポートフォリオ分散を達成できない可能性、より高いリスクを有する運用資産の増加によって価格変動リスクを受けやすくなり、ゆうちょ銀行の事業、業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。さらに、DXの推進等による、各種決済サービス及び資産形成サポートサービスの利用促進等並びに店舗改革等の業務効率化、運用・リスク管理・営業等の人材確保・育成が、想定通り進捗しなかった場合、役務収支の拡大や営業経費の削減等の計画が達成できなくなる可能性があります。また、減損損失、売却損の計上等により十分な利益水準が確保できない場合や、法令によりその他有価証券の評価損が発生した際は分配可能額から控除する必要があることから、相場変動によりその他有価証券の評価損が拡大し、分配可能額を確保できない場合等には、株主還元目標が達成できない可能性があります。

(9) LIBOR等の指標金利に関するリスク

ゆうちょ銀行は、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)等の指標金利を参照する金融商品を保有しており、さらに当該指標金利は、ゆうちょ銀行内における金融商品の評価等においても利用されております。

2014年7月に、金融安定理事会が、金利指標の改革及び代替金利指標としてリスク・フリー・レートの構築を提言し、また、2017年7月には、LIBORを規制する英国の金融行動監視機構(FCA)長官が、2021年末以降はLIBOR公表継続のためにパネル銀行にレート呈示を強制する権限を行使しない旨表明しており、2021年末以降のLIBORの公表には不確実性があるとされていましたが、2021年3月5日、LIBOR運営機関(IBA)が、米ドルの一部テナーを除き、2021年12月末をもってLIBORの公表を停止する旨を公表しました(米ドルの一部テナーは、2023年6月末まで公表継続)。

ゆうちょ銀行では、LIBOR公表停止に向けて、代替金利指標への移行に対する対応を進めており、市場でも後継指標の確定値の公表が開始されるなどの進捗が見られますが、後継指標に関する市場慣行等、未確定事項が残存しており、参照金利や評価方法の変更等により、指標金利を参照するゆうちょ銀行の金融資産につき損失が発生し、また、システム開発が必要になること等に伴う費用の増加等の要因により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 東京証券取引所におけるプライム市場移行に係るリスク

2022年4月に予定されている東京証券取引所の市場区分見直しに際し、ゆうちょ銀行は現在市場第一部に上場しており、新市場区分移行手続の対象となります。

2021年7月9日、東京証券取引所より、新市場区分における上場維持基準への適合状況に関する判定結果(2021年6月30日基準)が通知され、当該通知の結果、ゆうちょ銀行は、プライム市場の上場維持基準のうち、「流通株式比率35%以上」に適合しませんでした。

「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」等を提出・開示することにより、当分の間、経過措置の適用対象となる結果、プライム市場へ移行することが可能となり、経過措置の適用期間中は上場が維持されますが、経過措置の適用期間中においては、当該計画書に記載の事項を遵守し、適切に進捗させる必要があります。当該計画の適切な実行については、各種のリスクによりその実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性がある等、不確実性を伴い、また仮に当該計画の遵守ができない場合には、上場維持が認められなくなる可能性があ

ります。

また、「JPビジョン2025」（日本郵政グループ中期経営計画）において、当社は当該経営計画期間中のできる限り早期に、ゆうちょ銀行株式の保有割合を50%以下とする方針を発表しており、ゆうちょ銀行としても当該方針に沿って民営化プロセスを着実に推進することとしております。当社のゆうちょ銀行株式保有割合が低下した場合、ゆうちょ銀行の流通株式比率向上に寄与することが期待されますが、その過程において、ゆうちょ銀行株式の追加的な売却が行われ、又はかかる売却により市場で流通するゆうちょ銀行の株式数が増え需給が悪化するとの認識が市場で広まった場合には、ゆうちょ銀行株式の流動性・株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

・生命保険業に関するリスク

(1) 保険募集プロセスにおける品質確保に関するリスク

日本郵便及びかんぽ生命保険における募集品質問題及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案の発生により、当社グループに対する株主、投資家、お客さま、その他ステークホルダーからの信頼は未だ回復途上にあり、早期の信頼回復が最重要課題と認識しております。

当社グループは、募集品質問題について、お客さまからの信頼の早期回復、並びに保険募集プロセスにおける法令遵守及びお客さま本位の意識の徹底による募集品質の確保・向上を図るため、お客さまの不利益の解消に向けたご契約調査等の対応や、2020年1月31日付で監督当局に提出した業務改善計画に基づく再発防止策の実施に最優先で取り組んでまいりました。

また、日本郵便において行われた一部のお客さまのご意向に沿っていない取引のうち、法令違反が認められたかんぽ生命商品と投資信託の横断的な販売について、契約無効措置等のお客さま対応を実施するとともに、当社グループとして商品横断的なデータモニタリングを行うなど、改善に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、今後、これらの取組みが期待された効果を発揮しない又は効果の発揮までに想定以上の時間を要する場合や、当社グループの役職員全体にこれらの取組みが徹底されない場合には、当社グループに対するステークホルダーからの信頼の回復に影響を及ぼす可能性があります。さらに、お客さまのご意向に沿わず不利益となる同種の事例、法令違反又は社内ルール違反となる事例が判明する場合、過去に締結した保険契約に対する苦情や無効申請等のお申し出が再発する又は解消しない等の場合には、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。このように今後募集品質問題等に関連して当社グループが遵守すべき法令等の義務に反する行為が発生・発覚する場合、又は業務改善計画の進捗及び改善状況について監督当局がそれらを不十分であると判断した等の場合、当該違反行為の規模や程度又は当社グループの取組状況によっては、監督当局から再度業務停止命令等の行政処分を受けるなど、当社グループの経営や事業の存続に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、さらに追加での各種調査やお客さまの不利益の解消に向けた保険契約に関する手続きが必要となる場合には、追加的な費用を要する可能性や新契約の獲得に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、募集品質問題に関連して、保険契約者等から訴訟を提起された場合にも、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

かんぽ生命保険は、上記の募集品質問題等を受け、2019年7月以降、郵便局及びかんぽ生命保険支店からの積極的なかんぽ生命保険商品のご提案を控えていたことに加えて、2019年12月27日に金融庁から業務停止命令を受けたことに伴い、2020年1月1日から2020年3月31日までの間、かんぽ生命保険商品に係る保険募集及び保険契約の締結を停止しておりましたが、2020年10月5日からお客さまにご迷惑をおかけしたことをお詫びすることを第一とする信頼回復に向けた業務運営を開始し、2021年4月1日からは、お客さまのニーズの確認を行いながら、お客さまニーズに応じた金融商品の情報提供やご提案を行うことで、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しております。

かんぽ生命保険の2021年度から2025年度を計画期間とする中期経営計画においては、お客さま本位の業務運営を徹底し、お客さまからの信頼を回復することを基本方針として掲げ、勧誘方針やかんぽ営業スタンダードなどのプリンシプルに基づく活動をはじめ、適切な募集プロセスのもと、お客さまが納得・満足の上で商品・サービスをご利用いただく活動の展開、お客さまへの丁寧なアフターフォローを通じた信頼関係の再構築に取り組むなど、信頼回復に向けた取組みを継続してまいります。また、新しいかんぽ営業体制を構築し、当社グループのコアビジネスである生命保険業を安定的かつ持続的に提供するために、日本郵便のコンサルタントと窓口社員の役割を明確化し、コンサルタントについては、かんぽ生命保険が人件費等の負担を含め直接責任をもってマネジメントする体制に改めるとともに、コンサルタントは生命保険およびがん保険のアフターフォローと保障のご提案に専念します。

しかしながら、本書提出日現在においては、新契約の獲得は募集品質問題発生前と比較して大きく減少しており、今後もこれらの取組みが奏功しない場合には、既存契約の維持を図れない又は新契約の獲得が想定よりも進まないなどの理由により、当社グループの業務運営、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がありま

す。かかる業績及び財政状態への影響は、営業活動や契約管理等に関する手数料支払の減少により利益の増加が先行するというかんぽ生命保険の収益構造の特性により、短期的には顕在化しにくいものの、新契約の獲得が進まないなどの期間がより長期にわたり継続する場合には、かんぽ生命保険の業績、財政状態及びエンベディッド・バリュー（EV）等の指標に影響を及ぼし、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業戦略・経営計画が奏功しないリスク

かんぽ生命保険は、募集品質問題等の反省を踏まえ、お客さまから真に信頼される企業へと再生し、持続的な成長を目指すため、「信頼回復に向けた取組みの継続」、「事業基盤の強化」、「お客さま体験価値の向上」、「ESG経営の推進（社会課題の解決への貢献）」、「企業風土改革・働き方改革」、「ガバナンスの強化・資本政策」に取り組むことを基本方針とした中期経営計画をはじめとする事業戦略・経営計画を策定しておりますが、これらに含まれる施策の実施については、各種のリスクが内在しております。また、将来において、かんぽ生命保険による上記施策の実施を阻害するリスクが高まる又は新たなリスクが生じる可能性もあります。

さらに、これらの事業戦略・経営計画は、市場金利、外国為替、株価、事業環境、法制度、一般的経済状況、新しい営業体制のもとでの日本郵便及びかんぽ生命保険の従業員の活動状況、中期経営計画期間中の当社によるかんぽ生命保険株式の早期処分に伴う新規業務に関する上乗せ規制の緩和などの多くの前提を置き、それらに基づいて作成されておりますが、かかる前提通りとならない場合には、当該計画における目標を達成できない可能性があります。

また、かんぽ生命保険は、法令上可能な限りにおいて、新たな収益機会を得るため新規業務への参入を行うことがあります。当社グループの信頼が回復途上にある状況では、新規業務への参入が困難となる可能性があります。加えて、2021年5月に公表したかんぽ生命保険による自己株式取得等により、当社のかんぽ生命保険株式の議決権比率が50%を下回ったことから、新商品の販売開始に当たって郵政民営化法に基づく認可を取得することは不要となり、事前届出で足りることとなったため、新商品の投入スピードの向上が今後は見込まれるものの、かんぽ生命保険が事前届出を適時適切に行うことができない、郵政民営化委員会による調査審議の結果、金融庁による保険業法上の認可が得られない等の事由により、新商品を予定通りに販売できない可能性や、新商品を販売した場合であっても、商品性が市場ニーズにマッチしない、営業体制が確保できない、予想を超える外部要因等により収益が確保できない等、当該商品が当初想定した成果をもたらさない可能性があります。このような結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらには、中期経営計画期間において、DX推進をはじめ、かんぽ生命保険全体で約2,500億円規模の投資を行うこととしております。これらの投資は減価償却を通じて今後数年間にわたり費用化されるとともに、その管理・維持には相当程度のコストが生じる見込みであり、投資額やコストに見合った成果が得られない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

・その他事業に関するリスク

(1) 宿泊事業・病院事業に関するリスク

当社の営む宿泊事業及び病院事業は、自然災害、事故、火災、感染症、食中毒、医療過誤等から生じる潜在的な損失の発生、損害賠償責任、行政処分等のリスクを内包しています。

また、高齢化等に伴う近時の医療費適正化の流れは、病院事業の収益性に影響を及ぼす可能性があります。

これらの事業では、近年継続して営業損失を計上していることから、個々の施設（又は病院）の状況を踏まえ、増収対策や経費削減による経営改善を進めていることに加え、宿泊事業においては2019年度に施設配置の見直しも行ったところです。しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、病院における患者数の減少やかんぽの宿の全施設の日帰り営業等を一時休止、一部の施設を一時全面休館したことによる施設利用のキャンセル等の多発により、さらに収益減少となり赤字額の拡大が想定されます。かかる状況では、経営改善策が功を奏する保証はなく、当初想定した成果をもたらさず、又は損失が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、2022年4月1日（予定）及び同月5日（予定）をもって、営業中のかんぽの宿33施設のうち32施設に係る事業を譲渡することを決議し、2021年10月1日付で事業譲渡契約等を締結しており、これに伴い、2022年3月期の連結決算において、特別損失として減損損失及び社員の異動に伴う退職金等の割り増し分を計上することを見込んでおります。

(3) 不動産事業（郵便局窓口事業に係るものを除く。）に関するリスク

当社グループは、事務所・商業施設・住宅等の賃貸・管理事業、分譲住宅事業等の不動産事業を営む日本郵政不動産株式会社を2018年4月2日に設立しております。また、日本郵政不動産株式会社は2021年8月2日に同

事業を営む郵船不動産株式会社の発行済株式51%を取得し、子会社化しております。当社グループは多くの不動産を保有しているものの、不動産事業におけるノウハウが限られていること、また、必要な人員の採用、定着が進まないこと等により、当該事業を発展させることができない可能性があります。加えて、当社グループは、グループ保有不動産の再開発を加速するとともに、グループ外不動産への投資を強化することで、不動産事業の利益拡大を目指してまいりますが、不動産市況等によってはかかる開発が当社グループの想定通りに進捗する保証はなく、また、グループ外の企業との共同プロジェクトにおいては、当社グループによるプロジェクトへの管理が及ばなくなったり、共同事業者との間で意見の不一致が生じること等により、事業の進捗に支障が生じる可能性があります。

また、当該事業については、国内外の景気又は特定地域の経済状況や人口、市場における需給等の変化により、不動産価格の変動、賃貸料の下落や未収、空室率の上昇、建築資材の価格や工事労務費等の高騰、棚卸資産の増加、さらに、法的規制の変更、大規模災害や感染症の発生等の影響を受ける可能性があります。特に今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言等を受けた深刻な経済活動の停滞により、テナント賃料の減免等や、空室率の上昇、開発中の案件における竣工時期の遅延等が想定され、また、収束後も、eコマース市場の拡大などの消費者動向の変化、ライフスタイルや働き方の変容により、オフィス需要や商業施設（特に小売り）の需要の変化等の影響を受ける可能性があります。これらの事象により、当社グループの不動産事業の収益や費用に影響を及ぼしたり、保有不動産等に評価損・減損損失や売却損が発生する可能性があります。また、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

金融2社株式売却等に関するリスク

2021年3月期末現在において、日本国政府は当社の発行済株式の56.9%（自己株式を除く議決権割合は63.3%）を、当社はゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の発行済株式のそれぞれ74.2%（自己株式を除く議決権割合は89.0%）及び64.5%（自己株式を除く議決権割合は64.5%）を保有しておりました。

郵政民営化法に基づき、日本国政府が保有する当社の株式は、できる限り早期に処分するものとされており（ただし、日本国政府による当社株式の保有割合は常に3分の1を超えるものとされており）、また、当社が保有する金融2社の株式も、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされており、当社では、上記趣旨に沿って、中期経営計画期間中のできる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下とすることを目指します。

なお、当社は、2021年5月のかんぽ生命保険が行う自己株式取得に応じた売付け及び同年6月の株式処分信託の設定により、当社が保有するかんぽ生命保険普通株式163,306,300株を処分いたしました。

この結果、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となりました（本株式処分前64.5%）が、実質支配力基準により、かんぽ生命保険が当社の連結子会社であることに変更はありません。

また、日本国政府は、2021年6月の当社による自己株式取得に応じた売付けにより276,090,500株を処分しました。この結果、日本国政府による当社株式の保有割合は発行済株式の50.7%（自己株式を除く議決権割合は60.6%）。なお、当社は、2021年6月18日開催の取締役会決議に基づき、同月30日付で732,129,771株の自己株式を消却しており、当該自己株式の消却を行った後における日本国政府の自己株式を除く議決権割合は60.6%となりました。さらに、日本国政府は、2021年10月に公表した当社株式の国内売出し及び海外売出し（以下「グローバル・オフリング」といいます。）により当社株式1,027,477,400株を処分しており、その結果、日本国政府による当社株式の保有割合は発行済株式の33.3%（自己株式を除く議決権割合は33.3%）となっております。

以下では、かかる日本国政府による当社株式の売却と、当社による金融2社株式の売却に起因する当社グループの事業等のリスクのうち主要なものを記載しております。

(3) 日本国政府との利益相反・関係希薄化に関するリスク

2021年3月期末現在において、日本国政府は当社株式の議決権(自己株式を除く。)の63.3%を保有しており、また、2021年6月の当社による自己株式取得に応じた日本国政府による当社株式の売付け後の日本国政府の当社に対する議決権割合(自己株式を除く。)は60.6%となっており、さらに、グローバル・オファリング実施後における日本国政府の当社に対する議決権割合は約33.3%となっております。

当社グループの事業その他に関する日本国政府の利益は、当社のその他の株主の利益と相反する可能性があり、日本国政府が、株主としての経済的利益よりも公共政策上の判断等を優先した場合等には、当社のその他の株主の利益に反する支配権又は影響力の行使がなされる可能性があります。グローバル・オファリング実施後の日本国政府の当社に対する議決権割合は約33.3%であるため、グローバル・オファリング後においては、日本国政府は当社の株主総会において、普通決議事項について単独で可決することはできないものの、特別決議事項については自らの意思で否決することができます。郵政民営化法により当社株式の発行済株式総数の3分の1超に相当する株式は日本国政府が引き続き保有することが規定されていることから、グローバル・オファリング実施による当社株式の処分完了後も日本国政府は引き続き当社に重要な影響を及ぼしうることになります。また、上記のとおり、日本国政府は法令上当社株式の発行済株式総数の3分の1超に相当する株式を保有している必要があるため、当社が将来新株式の発行により資金調達を実施する場合には、日本国政府に対しても新株式を割り当てる必要となり、その条件等について日本国政府と合意できない場合には、結果として当社は新株式の発行による資金調達を断念せざるを得なくなる可能性があります。

他方で、金融2社は、その唯一の株主を当社、当社の唯一の株主を日本国政府とする上場前の状態であっても、日本国政府その他の公的機関から何らの保証その他の信用補完を受けていたわけではありませんが、当社が金融2社の親会社ではなくなることに伴い、金融2社と日本国政府との関係が弱まった場合には、顧客等が、金融2社の経済的信用力が低下した、又は、ゆうちょ銀行の貯金及びかんぽ生命保険の商品のリスクが上昇したという誤認や錯誤を有することとなる可能性があります。実際の金融2社の経済的信用力等とは無関係であるにも関わらず、かかる誤認や錯誤が社会に広く伝播した場合等においては、顧客等によるゆうちょ銀行への新規貯金の差控えや既存貯金の引出し、かんぽ生命保険との新規契約の差控えや既存契約の解約、その他金融2社との取引量の低下を招き、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

・金融2社との関係について

(1) 当社と金融2社との関係について

金融2社との人的関係

当社の役員1名(増田寛也)が、グループ経営体制の強化、及び金融2社のトップマネジメント強化のため、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の役員(非常勤)を兼任しております。本書提出日現在において、ゆうちょ銀行の役員1名(池田憲人)及びかんぽ生命保険の役員1名(千田哲也)がグループ経営体制の強化のため、ゆうちょ銀行の役員2名(田中進、谷垣邦夫)及びかんぽ生命保険の役員1名(市倉昇)が、国が資本金の3分の1以上を出資している法人である当社として国会において各子会社等に関する専門的な質問への答弁対応の必要があると考えているため、当社の役員(非常勤)を兼任しております(当社の役員の状況については下記「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」をご参照ください。)

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、第17期中間連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等（以下「収益認識会計基準等」といいます。）を適用しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」及び「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1) 財政状態の状況及び分析・検討

当第2四半期連結会計期間末の資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

資産の部合計は、前連結会計年度末比1,543,815百万円増の299,281,946百万円となりました。

主な要因は、生命保険業等における買現先勘定1,817,534百万円の増、銀行業等におけるコールローン1,310,000百万円の増、銀行業等における有価証券1,212,346百万円の増の一方、生命保険業における債券貸借取引支払保証金2,585,087百万円の減、銀行業及び生命保険業における貸出金384,449百万円の減によるものです。

負債の部合計は、前連結会計年度末比1,536,334百万円増の283,203,398百万円となりました。

主な要因は、銀行業及び生命保険業における売現先勘定2,636,694百万円の増、銀行業における貯金1,972,587百万円の増、銀行業等における借入金851,933百万円の増の一方、生命保険業等における債券貸借取引受入担保金2,590,866百万円の減、生命保険業における責任準備金1,376,835百万円の減によるものです。

純資産の部合計は、前連結会計年度末比7,481百万円増の16,078,548百万円となりました。

主な要因は、利益剰余金1,527,317百万円の増、自己株式の消却等における自己株式830,984百万円の増、非支配株主持分352,088百万円の増の一方、資本剰余金2,626,119百万円の減、繰延ヘッジ損益66,387百万円の減によるものです。

なお、収益認識会計基準等の適用により、その他資産は3,173百万円減少し、その他負債は1,467百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は4,972百万円減少しております。

各事業セグメント別の資産の状況は以下のとおりであります。

郵便・物流事業

当第2四半期連結会計期間末のセグメント資産は、前連結会計年度末比53,529百万円増の2,082,822百万円となりました。

主な要因は、現金預け金が70,039百万円増加したほか、減価償却等により有形固定資産が827百万円、無形固定資産が965百万円減少したことによるものです。

郵便局窓口事業

当第2四半期連結会計期間末のセグメント資産は、前連結会計年度末比33,280百万円減の2,616,613百万円となりました。

主な要因は、現金預け金が127,982百万円減少した一方、その他資産が112,459百万円増加したことによるものです。

国際物流事業

当第2四半期連結会計期間末のセグメント資産は、前連結会計年度末比136,427百万円減の393,109百万円となりました。

主な要因は、トール社エクスプレス事業を譲渡した影響もあり、有形固定資産が106,905百万円、無形固定資産が4,319百万円減少したことによるものです。

銀行業

当第2四半期連結会計期間末のセグメント資産は、前連結会計年度末比3,458,935百万円増の227,329,565百万円となりました。

主な要因は、現金預け金が276,063百万円、コールローンが1,350,000百万円、有価証券が1,853,768百万円増加したことによるものです。

生命保険業

当第2四半期連結会計期間末のセグメント資産は、前連結会計年度末比1,829,498百万円減の68,343,484百万円となりました。

主な要因は、保有契約の減少に伴い保険契約準備金が減少したことに対応し、有価証券が608,813百万円、貸出金が367,794百万円減少したほか、債券貸借取引支払保証金が2,585,087百万円減少、その他資産の買現先勘定が1,833,958百万円増加したことによるものです。

(2) 経営成績の状況及び分析・検討

当第2四半期連結累計期間のわが国の経済情勢を顧みますと、設備投資が持ち直し、輸出は緩やかな増加が続いているものの、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出される中、自粛の影響により個人消費は弱い動きとなりました。

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、一部で依然として厳しい状況が続いているものの、景気の持ち直しの動きがみられます。

金融資本市場では、日本銀行、FRB(米連邦準備制度理事会)とも大規模な金融緩和政策を継続している中で、我が国の10年国債利回りは0.01~0.1%程度で推移し、米国の10年国債利回りは1.2~1.7%程度で推移しました。

日経平均株価は、4月に30,000円台まで上昇しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数の拡大とそれに伴う緊急事態宣言発出の影響もあり5月には27,300円台まで下落しました。その後、株価は上昇する局面もありましたが、緊急事態宣言の度重なる期間延長の影響もあり、8月に26,900円台まで下落しました。8月下旬にFRB(米連邦準備制度理事会)議長の講演を受けて金融緩和政策が長く続くとの受止めが広がり、また次期首相の景気浮揚策への期待が高まったことから、株価は上昇しました。9月14日には約31年ぶりの高値を記録し、9月末の終値は29,400円台となりました。

このように、当社グループを取り巻く経済情勢は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けており、全体としては先行き不透明かつ厳しい環境が続いているものの、一部で持ち直しの動きがみられます。

この厳しい事業環境にあって、当第2四半期連結累計期間における連結経常収益は5,750,780百万円(前年同期比111,650百万円増)、連結経常利益は547,668百万円(前年同期比187,031百万円増)、連結経常利益に、特別損益、契約者配当準備金繰入額、法人税等及び非支配株主に帰属する中間純利益を加減した親会社株主に帰属する中間純利益は、265,163百万円(前年同期比86,211百万円増)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当第2四半期連結累計期間の経常収益が29,707百万円減少し、経常費用は30,436百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ729百万円増加しております。

また、2021年5月に公表したかんぽ生命保険株式の売却により、当社において関係会社株式売却益が87,530百万円発生しております。さらに当社の中間連結貸借対照表において資本剰余金76,576百万円の減少が発生しております。

当社グループは、2021年5月14日に中期経営計画「JPビジョン2025」を公表しております。

グループDXにおいては、当社は、2021年7月1日にJPデジタルを設立いたしました。「リアル郵便局ネットワークとデジタル(「デジタル郵便局」)の融合」に向けて、グループの横断的・一体的なDX施策の推進やグループのDX人材の育成に注力してまいります。

郵便・物流事業においては、日本郵便と楽天は、物流領域における業務提携の取組みや物流DXプラットフォームの共同事業化のため、2021年7月1日にJP楽天ロジスティクスを設立いたしました。また、日本郵便は、2021年9月10日に佐川急便株式会社との間で、物流サービスの共創に向けた両社の事業成長を目的とした協業に関する基本合意書を締結しました。

不動産事業においては、他社との連携やM&Aにより、事業の強化・拡充につなげ、利益の上積みを図ることとしており、これに基づき、日本郵政不動産は、2021年8月2日に日本郵船株式会社の子会社である郵船不動産の発行株式の51%を取得いたしました。新たな収益機会の拡大、グループ保有不動産の有効活用及びグループ外不動産への投資強化を目指してまいります。

その他、当社は、2021年7月1日にJP未来戦略ラボを設置いたしました。「共創プラットフォーム」の実現など、当社グループの横断的な課題に対して、取組方針、計画の立案及び提言を行い、イノベーションの創出につなげるための検討を行ってまいります。

今後も、金融2社株式の売却を見据え、郵便・物流事業の成長や事業ポートフォリオの移行の手段として、様々な分野で買収や提携を積極的に推進していく方針であり、2026年3月期までに5,000億円~1兆円程度の投資を予定しております。

なお、日本国政府は、2021年10月29日に、グローバル・オファリングにより、保有する当社株式について、発行済株式総数の約27%の売出しを行いました。その結果、グローバル・オファリング後における日本国政府による当社に対する議決権保有割合は約33.3%となっております。

各事業セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

なお、以下の前年同期比較については、収益認識会計基準等を第17期中間連結会計期間の期首から適用している関係で、「郵便・物流事業」、「郵便局窓口事業」及び「銀行業」セグメントにつきましては、基準の異なる算定方法に基づいた数値を用いております。詳細については、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）及び（セグメント情報等）」をご参照ください。

郵便・物流事業

当第2四半期連結累計期間の郵便・物流事業におきましては、収益について、国際郵便の引受再開による増収があったものの、前年同期の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり消費増の反動等により、ゆうパックとゆうパケットの取扱数量が減少し、減収となりました。費用については、コストコントロールの取り組み等により、減少しました。この結果、経常収益は955,039百万円(前年同期比9,217百万円減)、経常利益は7,728百万円(前年同期比357百万円増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、経常収益は54百万円増加し、セグメント利益は684百万円増加しております。また、日本郵便の当第2四半期連結累計期間における郵便・物流事業の営業収益は954,052百万円(前年同期比8,698百万円減)、営業利益は7,206百万円(前年同期比707百万円増)となりました。

(参考)引受郵便物等の状況

区分	前第2四半期累計期間		当第2四半期累計期間	
	物数(千通・千個)	対前年同期比(%)	物数(千通・千個)	対前年同期比(%)
総数	8,858,317	7.7	8,729,310	1.5
郵便物	6,752,506	9.1	6,655,497	1.4
内国	6,743,203	9.0	6,643,359	1.5
普通	6,488,228	9.3	6,391,543	1.5
第一種	3,947,434	4.9	3,898,080	1.3
第二種	2,440,356	14.1	2,388,959	2.1
第三種	87,934	8.3	87,087	1.0
第四種	8,548	6.7	8,648	1.2
選挙	3,956	92.6	8,770	121.7
特殊	254,974	0.5	251,816	1.2
国際(差立)	9,303	52.1	12,138	30.5
通常	5,160	55.0	6,671	29.3
小包	952	35.3	1,410	48.1
国際スピード郵便	3,192	50.9	4,057	27.1
荷物	2,105,812	2.9	2,073,813	1.5
ゆうパック	566,671	21.0	491,404	13.3
(再掲)ゆうパケット	276,366	34.7	213,523	22.7
ゆうメール	1,539,140	9.5	1,582,410	2.8

(注) 1. 第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物の概要 / 特徴は、以下のとおりであります。

種類	概要 / 特徴
第一種郵便物	お客さまがよく利用される「手紙」(封書)のことです。一定の重量及び大きさの定形郵便物とそれ以外の定形外郵便物に分かれます。また、郵便書簡(ミニレター)、特定封筒(レターパックライト)及び小型特定封筒(スマートレター)も含んでおります。
第二種郵便物	お客さまがよく利用される「はがき」のことです。通常はがき及び往復はがきの2種類があります。
第三種郵便物	新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、日本郵便の承認を受けたものを内容とするものであります。
第四種郵便物	公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料又は無料としているものであります。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物があります。
2.	年賀郵便物は除いております。
3.	選挙は、公職選挙法に基づき、公職の候補者又は候補者届出政党から選挙運動のために差し出された通常はがきの物数であります。別掲で示しております。
4.	特殊は、速達、書留、特定記録、本人限定受取等の特殊取扱(オプションサービス)を行った郵便物の物数の合計であります。交付記録郵便物用特定封筒(レターパックプラス)及び電子郵便(レタックス、Webゆうびん、e内容証明)を含んでおります。
5.	ゆうパックは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
6.	ゆうパケットは、一般貨物法制の規制を受けて行っている宅配便の愛称であります。小型の荷物をお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。配送中は、追跡システムにより管理をしております。
7.	ゆうメールは、一般貨物法制の規制を受けて行っている1kgまでの荷物の愛称であります。主に冊子とした印刷物やCD・DVDなどをお届けするもので、ゆうパックより安値でポスト投函も可能な商品であります。

郵便局窓口事業

当第2四半期連結累計期間の郵便局窓口事業におきましては、収益について、2021年4月から新たな営業スタイルに移行しているものの、2019年7月からかんぽ生命保険商品の積極的な営業活動を控えていたことによる保険手数料の減少や、送金決済取扱件数の減少等による銀行手数料の減少のほか、収益認識会計基準の適用等に伴う物販事業収益の減少や、前期の不動産販売収益の剥落等もあり、減収となりました。費用については、収益認識会計基準の適用等に伴う物販事業経費の減少を主因として減少しました。この結果、経常収益は579,172百万円(前年同期比60,766百万円減)、経常利益は19,395百万円(前年同期比4,077百万円減)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、経常収益は29,501百万円減少しております。また、日本郵便の当第2四半期連結累計期間における郵便局窓口事業の営業収益は572,891百万円(前年同期比43,774百万円減)、営業利益は19,583百万円(前年同期比3,246百万円減)となりました。

当中間連結会計期間より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「その他」に含まれていた日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及び株式会社システムトラスト研究所の営む事業を「郵便局窓口事業」に変更しており、前年同期比については、区分方法の変更に伴う組替後の数値により記載してまいります。

(参考)郵便局数

支社名	営業中の郵便局(局)							
	前事業年度末				当第2四半期会計期間末			
	直営の郵便局		簡易郵便局	計	直営の郵便局		簡易郵便局	計
	郵便局	分室			郵便局	分室		
北海道	1,207	1	264	1,472	1,207	1	261	1,469
東北	1,895	1	592	2,488	1,898	1	587	2,486
関東	2,391	0	160	2,551	2,393	0	162	2,555
東京	1,474	0	6	1,480	1,473	0	5	1,478
南関東	953	0	68	1,021	950	0	68	1,018
信越	976	0	314	1,290	974	0	313	1,287
北陸	668	0	162	830	669	0	161	830
東海	2,050	1	302	2,353	2,050	1	296	2,347
近畿	3,092	4	317	3,413	3,092	4	316	3,412
中国	1,752	2	446	2,200	1,752	2	444	2,198
四国	930	0	204	1,134	930	0	204	1,134
九州	2,498	0	886	3,384	2,497	0	887	3,384
沖縄	175	0	21	196	175	0	21	196
全国計	20,061	9	3,742	23,812	20,060	9	3,725	23,794

国際物流事業

当第2四半期連結累計期間の国際物流事業におきましては、収益について、フォワーディング事業が各国における需要増を受けた貨物増加により増収になったものの、ロジスティクス事業における新型コロナウイルス感染症関連の大口取扱いの減少や、トール社のエクスプレス事業の譲渡完了による2021年9月以降の収益の剥落等により、全体では減収となりました。費用については、ロジスティクス事業アジア部門における大口取扱いの減少による経費減や、エクスプレス事業の譲渡完了に伴う2021年9月以降の費用の剥落等により、減少しました。この結果、経常収益は366,903百万円(前年同期比6,817百万円減)、経常利益は10,827百万円(前年同期は11,341百万円の経常損失)となりました。また、日本郵便の当第2四半期連結累計期間における国際物流事業の営業収益は366,827百万円(前年同期比6,804百万円減)、営業利益は15,498百万円(前年同期は6,174百万円の営業損失)となりました。

当第2四半期連結累計期間末の国際物流事業の従業員数は、前連結会計年度末から8,297名減少し、13,590名となっております。これは主に、トール社のエクスプレス事業の売却に伴う従業員の売却先への移行等によるものであります。なお、従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員等)を含み、派遣社員を除く。)は除いています。

(注) トール社のエクスプレス事業については、2021年4月21日にAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業に譲渡する契約を締結し、2021年8月31日に譲渡手続きを完了しました。

銀行業

当第2四半期連結累計期間の銀行業におきましては、外債投資信託、プライベートエクイティファンドの収益が増加したこと等により資金利益が増加した一方、役務取引等利益が減少したほか、外債償還益の減少を主因にその他業務利益が減少しました。経費は日本郵便への委託手数料が減少したことを主因に減少しました。

この結果、経常収益は1,154,047百万円(前年同期比323,531百万円増)、経常利益は325,588百万円(前年同期比153,585百万円増)となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、当第2四半期連結累計期間の経常収益が294百万円減少し、セグメント利益は50百万円増加しております。

(参考1) 銀行業を行う当社の子会社であるゆうちょ銀行(単体)の状況

(a) 損益の概要

当第2四半期累計期間の業務粗利益は、前年同期比980億円増加の7,683億円となりました。このうち、資金利益は、外債投資信託、プライベートエクイティファンドの収益が増加したこと等により、前年同期比2,454億円の増加となりました。役務取引等利益は、前年同期比13億円の減少となりました。その他業務利益は、外債償還益の減少を主因に、前年同期比1,460億円の減少となりました。

経費は、日本郵便への委託手数料が減少したことを主因に、前年同期比41億円減少の5,001億円となりました。

業務純益は、前年同期比1,022億円増加の2,681億円となりました。

経常利益は、前年同期比1,537億円増加の3,255億円となりました。

この結果、中間純利益は、2,349億円、前年同期比1,109億円の増益となりました。

	前第2四半期累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	670,304	768,316	98,012
資金利益	421,118	666,560	245,441
役務取引等利益	64,480	63,081	1,399
その他業務利益	184,705	38,675	146,030
うち外国為替売買損益	172,187	63,772	108,414
うち国債等債券損益	12,680	25,270	37,950
経費(除く臨時処理分)	504,336	500,146	4,190
人件費	59,480	58,339	1,141
物件費	418,069	412,098	5,971
税金	26,787	29,709	2,921
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	165,967	268,170	102,202
一般貸倒引当金繰入額	-	6	6
業務純益	165,967	268,176	102,209
臨時損益	5,876	57,395	51,518
うち株式等関係損益	2,219	155,316	153,097
うち金銭の信託運用損益	7,592	212,043	204,450
経常利益	171,844	325,572	153,727
特別損益	218	5,228	5,446
固定資産処分損益	218	5,240	5,459
減損損失	-	12	12
税引前中間純利益	171,626	330,800	159,174
法人税、住民税及び事業税	54,697	81,729	27,032
法人税等調整額	6,999	14,168	21,167
法人税等合計	47,697	95,898	48,200
中間純利益	123,928	234,901	110,973

(注) 1. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

2. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

6. 金額が損失又は費用には を付しております。

(b) 国内・国際別の資金利益等

国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当第2四半期累計期間は、国内業務部門においては、資金利益は2,373億円、役務取引等利益は631億円、その他業務利益は72億円となりました。

国際業務部門においては、資金利益は4,292億円、役務取引等利益は0億円、その他業務利益は458億円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺除去後の合計は、資金利益は6,665億円、役務取引等利益は630億円、その他業務利益は386億円となりました。

イ. 国内業務部門

	前第2四半期累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	274,338	237,347	36,991
資金運用収益	308,862	262,290	46,572
うち国債利息	191,249	159,256	31,992
資金調達費用	34,523	24,942	9,580
役務取引等利益	64,440	63,159	1,281
役務取引等収益	78,445	78,377	68
役務取引等費用	14,005	15,218	1,213
その他業務利益	1,322	7,222	8,545
その他業務収益	1,331	323	1,008
その他業務費用	9	7,546	7,537

(注) 「国内業務部門」は円建取引であります。

ロ. 国際業務部門

	前第2四半期累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	146,779	429,213	282,433
資金運用収益	307,066	573,271	266,205
うち外国証券利息	306,779	573,096	266,316
資金調達費用	160,286	144,058	16,228
役務取引等利益	40	78	118
役務取引等収益	210	172	38
役務取引等費用	170	250	79
その他業務利益	183,382	45,898	137,484
その他業務収益	183,722	69,355	114,366
その他業務費用	339	23,457	23,117

(注) 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建の対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。

八. 合計

	前第2四半期累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	421,118	666,560	245,441
資金運用収益	542,152	770,310	228,158
資金調達費用	121,033	103,749	17,283
役務取引等利益	64,480	63,081	1,399
役務取引等収益	78,656	78,550	106
役務取引等費用	14,176	15,469	1,292
その他業務利益	184,705	38,675	146,030
その他業務収益	184,876	69,679	115,197
その他業務費用	171	31,004	30,832

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期累計期間4,646百万円、当第2四半期累計期間4,157百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額等は下表のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (百万円)	当第2四半期累計期間 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	73,776	65,251
国際業務部門・資金調達費用	73,776	65,251
国内業務部門・その他業務収益	177	-
国際業務部門・その他業務費用	177	-

(c) 役務取引等利益の状況

当第2四半期累計期間の役務取引等利益は、前年同期比13億円減少の630億円となりました。

	前第2四半期累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
役務取引等利益	64,480	63,081	1,399
為替・決済関連手数料	41,927	41,989	61
A T M関連手数料	10,271	10,487	215
投資信託関連手数料	7,338	7,017	321
その他	4,942	3,587	1,355

(参考) 投資信託の取扱状況(約定ベース)

	前第2四半期累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
販売金額	131,209	94,108	37,101
純資産残高	2,425,267	2,570,760	145,493

(d) 預金残高の状況

当第2四半期会計期間末の貯金残高は前事業年度末比2兆45億円増加の191兆5,979億円となりました。

預金の種類別残高(末残・構成比)

種類	前事業年度		当第2四半期会計期間		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預金合計	189,593,469	100.00	191,597,989	100.00	2,004,520
流動性預金	101,309,018	53.43	106,640,928	55.65	5,331,909
振替貯金	9,150,117	4.82	9,857,508	5.14	707,391
通常貯金等	91,546,309	48.28	96,128,369	50.17	4,582,059
貯蓄貯金	612,591	0.32	655,050	0.34	42,458
定期性預金	88,145,649	46.49	84,840,539	44.28	3,305,109
定期貯金	4,709,291	2.48	4,532,955	2.36	176,335
定額貯金	83,436,358	44.00	80,307,584	41.91	3,128,773
その他の預金	138,801	0.07	116,521	0.06	22,280
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	189,593,469	100.00	191,597,989	100.00	2,004,520

(注) 1. 通常貯金等 = 通常貯金 + 特別貯金(通常郵便貯金相当)

2. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものであります、「定期性預金」に含めておりません。

3. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」といいます。)からの預り金のうち、郵政管理・支援機構が日本郵政公社(以下「公社」といいます。)から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどでありまして。

(e) 資産運用の状況(未残・構成比)

当第2四半期会計期間末の運用資産のうち、国債は50.3兆円、その他の証券は72.5兆円となりました。

種類	前事業年度		当第2四半期会計期間		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預け金等	60,667,097	27.50	60,954,073	27.18	286,976
コールローン	1,390,000	0.63	2,740,000	1.22	1,350,000
買現先勘定	9,721,360	4.40	9,704,937	4.32	16,423
金銭の信託	5,547,574	2.51	5,652,627	2.52	105,053
うち国内株式	2,261,772	1.02	2,092,830	0.93	168,941
うち国内債券	1,545,190	0.70	1,355,327	0.60	189,863
有価証券	138,183,264	62.64	140,040,090	62.46	1,856,825
国債	50,493,477	22.88	50,398,546	22.48	94,930
地方債	5,493,814	2.49	5,545,138	2.47	51,323
短期社債	1,869,535	0.84	2,442,550	1.08	573,015
社債	9,145,414	4.14	9,121,508	4.06	23,905
株式	13,755	0.00	21,278	0.00	7,522
その他の証券	71,167,266	32.26	72,511,067	32.34	1,343,800
うち外国債券	23,505,116	10.65	23,859,779	10.64	354,663
うち投資信託	47,591,186	21.57	48,564,480	21.66	973,293
貸出金	4,691,723	2.12	4,675,069	2.08	16,654
その他	394,410	0.17	413,885	0.18	19,474
合計	220,595,431	100.00	224,180,684	100.00	3,585,252

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

(f) 業種別貸出金残高の状況(未残・構成比)

業種別	前事業年度		当第2四半期会計期間		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	4,666,152	100.00	4,649,497	100.00	16,654
農業、林業、漁業、鉱業	-	-	-	-	-
製造業	81,669	1.75	81,575	1.75	93
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	137,714	2.95	126,750	2.72	10,964
卸売業、小売業	34,255	0.73	18,861	0.40	15,393
金融・保険業	739,510	15.84	702,401	15.10	37,108
建設業、不動産業	63,184	1.35	76,510	1.64	13,325
各種サービス業、物品賃貸業	84,214	1.80	87,546	1.88	3,332
国、地方公共団体	3,428,219	73.46	3,465,628	74.53	37,408
その他	97,383	2.08	90,223	1.94	7,160
国際及び特別国際金融取引勘定分	25,571	100.00	25,571	100.00	-
政府等	-	-	-	-	-
その他	25,571	100.00	25,571	100.00	-
合計	4,691,723		4,675,069		16,654

(注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。

2. ゆうちょ銀行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。

3. 「金融・保険業」のうち郵政管理・支援機構向け貸出金は、前事業年度末340,563百万円、当第2四半期会計期間末293,345百万円であります。

(参考2) ゆうちょ銀行の自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、ゆうちょ銀行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2021年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	15.79
2. 連結における自己資本の額	92,729
3. リスク・アセット等の額	587,167
4. 連結総所要自己資本額	23,486

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2021年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	15.76
2. 単体における自己資本の額	92,578
3. リスク・アセット等の額	587,089
4. 単体総所要自己資本額	23,483

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(参考3) ゆうちょ銀行(単体)における資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、ゆうちょ銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(a) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(b) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(c) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(d) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(a)から(c)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年9月30日	2021年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
正常債権	71,071	47,672

生命保険業

当第2四半期連結累計期間の生命保険業におきましては、金銭の信託運用損益の改善等により資産運用収益は増加したものの、保有契約の減少による保険料等収入の減少等により、経常収益は3,226,121百万円(前年同期比159,237百万円減)となりました。また、外国籍投資信託からの配当金や金銭の信託で保有する国内株式等からの配当の増加により順ざやが増加したものの、保有契約の減少等に伴う保険関係損益の減少により基礎利益が減少した一方で、金銭の信託運用におけるキャピタル損益が改善したこと等から、経常利益は183,883百万円(前年同期比21,159百万円増)となりました。

(参考1)生命保険業を行う当社の子会社であるかんぽ生命保険の保険引受の状況

(個人保険及び個人年金保険は、かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(a) 保有契約高明細表

区分	前事業年度末		当第2四半期会計期間末	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	15,893	45,912,230	15,305	44,054,530
個人年金保険	1,009	1,563,865	918	1,397,167

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

(b) 新契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前第2四半期累計期間				当第2四半期累計期間			
	件数	金額	新契約	転換による純増加	件数	金額	新契約	転換による純増加
個人保険	60	189,454	189,454	-	83	281,238	281,218	20
個人年金保険	0	90	90	-	0	76	76	-

(注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。
2. 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

(c) 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度末		当第2四半期会計期間末	
	金額	金額	金額	金額
個人保険	2,840,092		2,708,008	
個人年金保険	357,160		325,712	
合計	3,197,252		3,033,721	
うち医療保障・生前給付保障等	364,682		351,658	

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(d) 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前第2四半期累計期間		当第2四半期累計期間	
	金額	金額	金額	金額
個人保険	15,067		22,933	
個人年金保険	7		6	
合計	15,075		22,939	
うち医療保障・生前給付保障等	688		1,005	

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

護等を事由とするものを含まず。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
 3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値であります。

(参考2) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(a) 保有契約高

区分	前事業年度末		当第2四半期会計期間末	
	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)	件数 (千件)	保険金額・年金額 (百万円)
保険	8,945	23,634,803	8,502	22,414,720
年金保険	1,426	478,926	1,371	456,792

(注) 計数は、郵政管理・支援機構における公表基準によるものであります。

(b) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末	当第2四半期会計期間末
保険	1,058,047	1,005,699
年金保険	471,602	451,574
合計	1,529,649	1,457,274
うち医療保障・ 生前給付保障等	304,432	295,827

(注) かんぽ生命保険が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約について、(参考1)(c)に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、かんぽ生命保険が算出した金額であります。

(参考3) かんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率

当第2四半期連結会計期間末におけるかんぽ生命保険の連結ソルベンシー・マージン比率(大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつ)は、1,090.3%と高い健全性を維持しております。なお、2021年5月に公表したかんぽ生命保険株式の売却により、当社のかんぽ生命保険に対する議決権保有割合は49.9%となり、保険業法に基づく規制は保険持株会社としての規制から保険主要株主としての規制に変わり、連結ソルベンシー・マージン比率の規制は受けないこととなっております。

項目	前連結会計年度末 (百万円)	当第2四半期 連結会計期間末 (百万円)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	6,216,257	6,136,091
資本金等	1,763,280	1,466,989
価格変動準備金	904,816	940,388
危険準備金	1,611,343	1,649,177
異常危険準備金	-	-
一般貸倒引当金	36	36
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ 損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	1,283,545	1,463,765
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	2,203	2,545
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	4,835	4,486
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	364,059	330,400
負債性資本調達手段等	300,000	300,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	17,862	22,083
その他	-	383
リスクの合計額 $\{ \{ (R_1^2 + R_5^2)^{1/2} + R_6 + R_9 \}^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 \}^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	1,108,789	1,125,534
保険リスク相当額 R_1	130,961	127,968
一般保険リスク相当額 R_5	-	-
巨大災害リスク相当額 R_6	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	49,371	46,980
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	-	-
予定利率リスク相当額 R_2	131,404	128,351
最低保証リスク相当額 R_7	-	-
資産運用リスク相当額 R_3	937,296	957,960
経営管理リスク相当額 R_4	24,980	25,225
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1 / 2) × (B) } × 100	1,121.2%	1,090.3%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

その他

当第2四半期連結累計期間における各報告セグメントの事業のほか、病院事業については、地域医療機関との連携や救急患者の受入の強化等による増収対策、業務の効率化等による経費削減等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善を進めているところです。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた患者数の減少等の影響はあるものの、営業収益は6,866百万円(前年同期比502百万円増)、営業損失は1,898百万円(前年同期は2,129百万円の営業損失)となりました。今後も引き続き上記増収対策や経費削減等、個々の病院の状況を踏まえた経営改善に取り組めます。

宿泊事業については、営業推進態勢の強化やサービス水準向上による魅力ある宿づくりを継続的に進めるとともに、費用管理による経費削減等の経営改善に取り組んでいるところですが、緊急事態宣言の発出に伴うかんぼの宿の休業があった昨年度と比べると経営状況が改善されたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言等を受け、利用制限による利用者数の減少等の理由から、営業収益は3,882百万円(前年同期比1,523百万円増)、営業損失は4,322百万円(前年同期は6,326百万円の営業損失)となりました。なお、かんぼの宿事業は、現在運営している33施設のうち29施設を株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント及びYakushima特定目的会社、3施設を他3社に事業を譲渡することを決議し、2021年10月1日に事業譲渡契約等を締結いたしました。

不動産事業については、当社の子会社である日本郵政不動産において、「旧ゆうぼうと」跡地(東京都品川区)において、大規模複合開発「五反田計画(仮称)」の新築工事に着手するなど、不動産投資を行うとともに、賃貸不動産の賃貸・管理事業を行いました。また、日本郵政不動産は2021年8月2日に郵船不動産の発行済株式51%を取得し、子会社化しております。今後、働き方や人々の行動様式の変容により、不動産の在り方が変化する可能性があります。マーケット動向を引き続き注視し、必要な対策を適時適切に実施しつつ、グループ経営基盤を支える収益の柱の一つとなるよう不動産事業を成長させてまいります。

投資事業については、当社の子会社である日本郵政キャピタル株式会社において、当社グループの新規事業の種を探すため、ネットワーク、ブランド力等を活用して成長が期待できる企業への出資を行い、出資先企業と当社グループとの連携を進めました。今後も、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、投資先の事業環境の変化による価値や将来の成長性を見極めながら、出資等に取り組めます。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当第2四半期連結累計期間の経常収益が243百万円減少し、セグメント利益は5百万円減少しております。

(3) キャッシュ・フローの状況及び分析・検討

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は当期首から123,057百万円増加し、62,761,012百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動においては、銀行業における資金の運用や調達、生命保険業における保険料の収入や保険金の支払等の結果、381,351百万円の収入(前年同期比5,178,500百万円の収入減)となりました。

主な要因として、貯金の増加1,972,587百万円、借入金増加856,600百万円、責任準備金の減少1,376,835百万円、コールローン等の増加1,355,342百万円があげられます。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動においては、銀行業及び生命保険業における有価証券の売却、償還による収入等及び有価証券の取得による支出等の結果、250,943百万円の収入(前年同期比1,042,454百万円の収入増)となりました。

主な要因として、有価証券の取得による支出19,260,406百万円、有価証券の償還による収入16,161,931百万円、有価証券の売却による収入2,413,641百万円があげられます。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動においては、当社の配当金の支払等の結果、509,101百万円の支出(前年同期比359,695百万円の収入減)となりました。

主な要因として、配当金の支払による支出202,044百万円、自己株式の取得による支出250,000百万円があげられます。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

前事業年度の有価証券報告書の「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載した事項のほか、本書の「第2 事業の状況 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 主要な設備」に記載の設備投資を計画しております。

(4) 連結自己資本比率の状況

銀行持株会社としての当社の連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2021年9月30日
1. 連結自己資本比率(2 / 3)	17.65
2. 連結における自己資本の額	110,736
3. リスク・アセット等の額	627,076
4. 連結総所要自己資本額	25,083

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(5) 対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」について変更があった事項は以下のとおりであり、変更箇所は下線で示しております。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4)対処すべき課題」の項目番号に対応したものです。

当社グループの「お客さまの信頼回復に向けた約束」について

2019年度に発覚したかんぼ生命保険商品の募集品質に係る問題など金融商品販売に係る不祥事を受け、当社グループが真にお客さま本位の企業グループに生まれ変わる決意を幅広く公表するために、外部専門家で構成されるJ P改革実行委員会の助言も受けながら、「お客さまの信頼回復に向けた約束」を2020年9月に策定いたしました。

2021年9月のJ P改革実行委員会において、「日本郵政グループが一丸となり取り組んできた信頼回復に向けた活動は、この1年間で一定の成果があげられたものと評価できる」との評価をいただきました。また、「これからは、本格的に顧客との信頼を構築していくために次のフェーズの活動に移行していくべき。真に顧客本位の事業運営を徹底することで、顧客との信頼構築に向けて取り組んでいくことが必要」との提言をいただきました。

今後は、経営理念や行動憲章の実践、お客さま本位の事業運営に継続的に取り組むとともに、お客さまから更なる信頼を得られるように取り組んでまいります。

お客さまの信頼回復に向けた約束

「目指す姿の約束」

一人ひとりのお客さまに寄り添い、お客さまの満足と安心に最優先で取り組み、信頼していただける会社になることを約束します。

「活動の約束」

- お客さま本位の事業運営を徹底し、お客さまにご満足いただける丁寧な対応を行います。
- お客さまの声をサービス向上に反映するため、お客さまの声に誠実に耳を傾けます。
- 社員の専門性を高め、お客さまにご納得いただけるよう正確にわかりやすく説明します。
- 法令・ルールを遵守し、お客さまが安心してご利用いただける高品質のサービスを提供します。
- お客さまのニーズを踏まえ、お客さまに喜んでいただける商品・サービスを提供します。

また、お客さまからの信頼を取り戻すため、当社取締役兼代表執行役社長の直下で実施した「JP VOICEプロジェクト」を活かし、お客さまや社員のご意見・ご要望をグループ一体で業務改善等に活用するなど、経営陣自らがいただいた声を経営に活かしてまいります。

かんぼ生命保険商品の募集品質に係る問題について

2020年3月期においてかんぼ生命保険及び日本郵便では、お客さまのご意向に沿わず不利益が生じた契約乗換等に係る事案及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案（募集品質問題）が判明いたしました。

これにより、2019年12月27日、当社は、総務大臣より日本郵政株式会社法第13条第2項に基づく業務改善命令、金融庁より保険業法第271条の29第1項に基づく業務改善命令を、日本郵便は、総務大臣より日本郵便株式会社法第15条第2項に基づく業務停止命令及び業務改善命令、金融庁より保険業法第307条第1項及び第306条に基づく業務停止命令及び業務改善命令を、かんぼ生命保険は、金融庁より保険業法第132条第1項に基づく業務停止命令及び業務改善命令を受けました。2019年7月以降、郵便局及びかんぼ生命保険の支店からの積極的なかんぼ生命保険商品のご提案を控えてまいりましたが、当該業務停止命令により、2020年1月1日から同年3月31日までの間、お客さまの自発的な意思表示を受けて行う保険募集及び保険契約の締結を除き、かんぼ生命保険商品に係る保険募集及び保険契約の締結を停止いたしました。また、当該業務改善命令を受けて、2020年1月31日付で、当社及び日本郵便は業務改善計画を総務大臣及び金融庁に、かんぼ生命保険は業務改善計画を金融庁に提出いたしました。その後当該業務改善計画の進捗状況等について報告し協議を行っております。

業務改善計画に掲げたお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性が特定可能な類型のご契約の調査について、具体的にお客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかをご確認する特定事案調査及びお

お客さまのご意向に沿わず不利益を生じさせたものがないかを全てのご契約について確認する全ご契約調査は、お客さま都合によるもの等を除き、お客さま対応を完了しました。また、全ご契約調査の更なる深掘調査（多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返され、お客さまのご意向に沿ったものではない可能性がある事例を確認する多数契約調査等）に係るお客さま対応も、お客さま都合によるもの等を除き、完了しました。

また、募集人調査について、特定事案調査における募集人調査は、2020年4月末までに、病休等で調査ができない事案を除き概ね完了しております。さらに、多数契約調査のうち一昨年より実施している事案における募集人調査は、病休等で調査ができない事案を除き2020年10月末までに完了しております。加えて、深掘調査等の優先的に調査を行っている募集人調査は、2021年3月末までに、退職者等を除いて概ね完了しております。なお、特定事案調査及び多数契約調査のうち一昨年より実施している事案の募集人資格に係る処分、募集人及び管理者等に対する人事上の処分、日本郵便及びかんぽ生命保険の本社・支社・エリア本部等の責任者の人事処分については、2021年3月末までに、病休等で調査ができない事案を除き概ね完了しております。2021年3月からは、お客さまの申出内容などから問題があると考えられる募集人に対して募集人調査を実施しているほか、その他の募集人については、書面による募集実態調査を実施しております。

かんぽ生命保険商品の販売については、2019年7月以降、2020年1月から3月までの業務停止命令期間を含め、郵便局及びかんぽ生命保険支店におけるかんぽ生命保険商品の積極的な営業活動を控えておりましたが、J-P改革実行委員会より、当社、日本郵便及びかんぽ生命保険にて設定した営業再開条件について概ね充足したとの評価を受けるとともに、信頼回復に向けた業務運営の趣旨が、社員へ共有・徹底されていること等が確認できたことから、2020年10月5日より、お客さまへのお詫びを第一とした信頼回復に向けた業務運営を行ってまいりました。

これらの信頼回復に向けた業務運営の活動やかんぽ生命保険商品と投資信託の横断的な販売への対応が進捗し、お客さまからこれらの活動に対する理解を得られてきたこと等を踏まえ、2021年4月より、郵便局及びかんぽ生命保険支店において、お客さまのニーズに応じた保険商品やサービスの情報提供やご提案を全てのお客さまに対し実施することとし、営業活動を通じたお客さまとの信頼関係の構築を進めていく新たな営業スタンスへ移行しました。

また、年1回一斉送付としていた「ご契約内容のお知らせ」を、2021年5月より、ご契約者さまの誕生月の前月に合わせて送付することとしております。引き続き、「ご契約内容のお知らせ」を受領したご契約者さまへの訪問・説明等、ご契約内容確認活動を進めてまいります。

さらに、2022年4月1日から、新しいかんぽ営業体制の構築として、お客さま担当制を導入します。日本郵便の訪問営業を行う社員はかんぽ生命保険商品およびがん保険商品の提案とアフターフォローに専念し、貯金業務・投資信託および一部の提携金融商品は郵便局の窓口が担当することとなります。多様化するお客さまニーズにきめ細やかに対応するため、お客さまへの専門性を持った対応を充実してまいります。

今後とも、業務改善計画に掲げる各種施策については、定期的に外部のモニタリングを受けながら着実に進捗管理を実施し、当社グループの全役職員が一丸となって推進してまいります。

郵便・物流事業

日本郵便の郵便・物流事業において、郵便物の減少や荷物需要の増加に対応するため、以下の取組みを行います。

(a) 商品・サービス・オペレーション体系の一体的見直しとサービスの高付加価値化

引き続き、年賀状を始めとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便利用の維持を図っていくほか、eコマース市場の拡大による荷物需要の増加に対応するため、P-DX (Postal-Digital transformation) の推進等を通じて差出・受取利便性の高いサービスを提供し、また、営業倉庫の拡大等により、eコマース事業等を展開しているお客さまの物流に関する課題を解決するソリューション営業を強化することで、収益の拡大を図ってまいります。

また、業務効率向上や不在再配達率の削減に向け、P-DXの推進や置き配の普及・拡大、業務量に応じた担務別人件費・要員マネジメントの高度化等を図ることにより、競争力あるオペレーションの確立を目指します。

さらに、eコマース市場の拡大等による物流市場における需要の増加を踏まえ、取扱数量が縮小する郵便事業から拡大する物流事業へ経営資源をシフトさせることで、更なる収益の拡大を図ってまいります。

なお、過去5事業年度の郵便、ゆうメール、ゆうパック及びゆうパケットの取扱物数の推移は以下のとおりとなります。

(単位：百万通・百万個)

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
郵便	17,730	17,222	16,781	16,350	15,244
ゆうメール	3,498	3,637	3,650	3,569	3,299
ゆうパック (含 ゆうポケット)	697	876	942	974	1,091
(再掲) ゆうポケット	176	261	357	428	497

(注) ゆうメールに含めていたゆうポケットの物数については、2016年10月より、ゆうパックに含めて表示する方法に変更しました。これに伴い、2017年3月期については全ての期間の物数に当該変更を反映しております。

(b) 先端技術の積極的な活用による利便性・生産性向上

先端技術の活用によってオペレーション体系を見直し、生産性を向上させていくため、テレマティクス（移動体通信システムを利用したサービス）技術を用いて取得するデータを、社員の安全確保や配達の相互応援等に活かしていくほか、郵便物の配達順路や配達エリアの見直しにも活用してまいります。加えて、AIによる配送ルートの自動作成等にも取り組み、ローコストオペレーションを実現してまいります。

また、他企業との連携により、効率の良い配送システムの構築や利便性の高い受取サービスの提供等を実現する新たな物流プラットフォームの構築に取り組むほか、将来的な実用化に向けて、ロボティクス（無人搬送車やピッキング用ロボット等）やドローン、配送ロボット等についても試行・実験を重ねてまいります。

(c) 改正郵便法に伴うサービスの見直し

引き続き、お客さまへの丁寧な周知や、正常な業務運営の確保等に向けた準備を進めてまいります。

郵便局窓口事業

日本郵便の郵便局窓口事業において、地域やお客さまニーズに応じたサービスを提供するため、以下の取り組みを行います。

(a) 総合的なコンサルティングサービスの実現に向けた体制への変革

日本郵政グループとして、専門性と幅広さを兼ね備えた「総合的なコンサルティングサービス」の実現を目指し、専門性・機動性を有するコンサルタントと幅広い商品ラインアップを提供する窓口社員の役割分担を明確にし、前者をかんぽ生命保険の指揮下に置く（かんぽ生命保険商品の営業等に限る）準備を進めてまいります。

(b) リアルな存在としての郵便局を活かした、郵便局ネットワークの価値向上

地域金融機関等との連携強化や駅と郵便局の一体的な運営等、地方公共団体や他企業と連携しながら、地域やお客さまニーズに応じた個性・多様性ある郵便局を展開することにより、郵便局ネットワークの価値を向上させてまいります。

(c) 不動産事業の拡大に向けた取り組み

J Pタワー等の賃貸事業を行うとともに、住宅地に所在する土地の有効活用事業として、住宅、保育所及び高齢者施設の賃貸事業を行います。また、新たな収益機会の拡大やグループ保有不動産の有効活用の観点から、広島駅南口計画、梅田3丁目計画等を推進し、不動産事業が収益の柱の一つとなるよう取り組んでまいります。

(d) 金融2社からの手数料収入の確保

人口減少やデジタル化の影響により、郵便局窓口の利用者が減少する中、日本郵便は金融2社それぞれと協力して、お客さまニーズに的確に応える商品・サービスの提供を進めることにより、手数料収入を確保してまいります。

国際物流事業

日本郵便において、トール社に対する経営管理を強化・徹底してまいります。

同社では、2021年8月末に完了したエクスプレス事業の売却等による不採算事業からの撤退、本社機能やロジスティクス事業における人員配置等の合理化によるコスト削減等、経営改善に向けた取組みを推進するとともに、シンガポール・ベトナムなど、アジア域内で特に成長が見込まれる数か国と小売業界・工業界といったトール社の得意とする業種にフォーカスした事業展開を行うこと等により、豪州に依存した事業構造から脱却し、日本を含むアジアを中心としたビジネスモデルへの転換による成長を図ります。

さらに、海外のBtoB事業を中心に事業展開するトール社と、国内に顧客基盤を有する日本郵便のシナジーを強化し、コントラクトロジスティクスを中心に国内のBtoB事業の拡大を進め、国内外での総合物流事業展開による一貫したソリューションの提供を推進してまいります。具体的には、トール社が持つノウハウを用いて、2018年10月に発足したJPトールロジスティクスを通じたコントラクトロジスティクスサービスを提供し、一貫性をもった物流サービスの提供を推進します。国内のBtoB事業においては、日本郵便、JPトールロジスティクス及びトールエクスプレスジャパンでの連携を通じたロジスティクスのバリュー・チェーンの上流部分への進出等の事業拡大を図ります。

また、トール社を親会社とする連結グループの債務超過の金額は2021年9月末時点で824億円であります。トール社の経営環境が非常に厳しい中、資金繰り安定化を企図し、トール社の借入等に対して、日本郵便による債務保証を付しております。

コントラクトロジスティクスとは、売買に関与しない第三者が特定の荷主顧客と契約を結び、輸送や在庫・配送業務の効率運営を図るサービスのことで、

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

a 新設

2021年9月30日現在

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				着手	完了
その他	五反田不動産開発(オフィス、ホテル、ホール等)	25,515	自己資金	2021年8月	2023年度

(注) 1. 投資予定額については、当第2四半期連結会計期間末に計画されている投資予定額の総額から既支払額を差し引いた金額を記載しております。

2. 五反田不動産開発については、2021年3月末時点において未定であった投資予定額が確定したため記載しております。着手年月は、着工予定年月を記載しております。

b 売却

前連結会計年度末において計画中であった国際物流事業におけるツール社のエクスプレス事業の設備の売却について、2021年8月にAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業への譲渡手続きが完了しております。

当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の売却の計画は、次のとおりであります。

売却

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					売却の 予定時期
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
かんぼの宿 一関ほか31か所 (岩手県ほか)	その他	宿泊施設	7,258	503	1,862 (779)	322	9,946	2022年4月

(注) 宿泊施設については、2021年9月29日開催の取締役会において、2022年4月をもって、営業中のかんぼの宿33施設のうち32施設に係る事業を譲渡することを決議し、2021年10月1日付で事業譲渡契約等を締結しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,767,870,229	3,767,870,229	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式で、単元株式数は 100株であります。
計	3,767,870,229	3,767,870,229		

(注) 当社は、2007年10月1日に、4,320,000,000株(2015年8月1日付で実施した普通株式1株につき30株の割合の株式分割を反映した株式数)を、現物出資(現物出資当初の2007年10月1日の株式数は144,000,000株であり、郵政民営化法第38条の規定に基づき公社から出資(承継)された財産7,703,856百万円)により発行しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日 ～ 2021年9月30日		3,767,870,229		3,500,000		875,000

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1-1	2,283,434	60.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	202,620	5.37
日本郵政社員持株会	東京都千代田区大手町2丁目3-1	83,798	2.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	49,956	1.32
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	33,963	0.90
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	18,898	0.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	16,046	0.42
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	16,024	0.42
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	14,738	0.39
JP MORGAN CHASE BANK 385771 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	14,582	0.38
計	-	2,734,064	72.56

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合につきましては、自己株式(100千株)を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託が保有する当社株式(392千株)を含めておりません。
2. 財務大臣は2021年10月29日付で当社普通株式1,027,477,400株の売出しを行いました。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,767,558,500	37,675,585	同上
単元未満株式	普通株式 211,729		同上
発行済株式総数	3,767,870,229		
総株主の議決権		37,675,585	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託が保有する当社株式392,000株(議決権3,920個)が含まれております。
2. 当社は、2021年10月6日付の取締役会において、2021年11月1日から2022年4月28日までを取得期間とし、当社普通株式133,000,000株、取得価額の総額1,000億円をそれぞれ上限として、取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得を実施することを決議しております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町 2丁目3-1	100,000		100,000	0.002
計		100,000		100,000	0.002

- (注) 1. 上記自己名義所有株式数には、株式給付信託が保有する当社株式(392,000株)を含めておりません。
2. 当社は、2021年10月6日付の取締役会において、2021年11月1日から2022年4月28日までを取得期間とし、当社普通株式133,000,000株、取得価額の総額1,000億円をそれぞれ上限として、取引一任契約に基づく市場買付による当社自己株式の取得を実施することを決議しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役を兼務しない執行役の状況

新任執行役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
常務執行役	中田 裕人	1967年4月17日	1991年4月 建設省入省 2014年7月 国土交通省住宅局安心居住推進課長 2015年10月 同 土地・建設産業局不動産市場整備課長 2016年7月 同 土地・建設産業局不動産課長 2018年7月 同 総合政策局政策課長 2019年7月 同 大臣官房参事官(会計担当) 2020年7月 同 大臣官房会計課長 2021年6月 当社常務執行役(現職)	(注)		2021年6月24日
専務執行役	山代 裕彦	1955年7月18日	1980年4月 三井不動産株式会社入社 2005年4月 同 ビルディング本部ビルディング事業部長 2007年4月 同 ビルディング本部ビルディング事業第一部長 兼三井記念病院建替事業支援室長 2009年4月 同 執行役員ビルディング本部ビルディング事業第一部長 兼三井記念病院建替事業支援室長 2011年4月 同 常務執行役員関西支社長 2015年4月 同 グループ上席執行役員三井不動産リアルティ株式会社代表取締役社長 2020年4月 同 代表取締役副会長 2021年7月 三井不動産株式会社顧問 当社専務執行役(現職)	(注)		2021年7月1日
執行役	竹本 勉	1963年7月29日	1986年4月 郵政省入省 2007年10月 当社西日本プロジェクト設計室長 2008年4月 同 CRE部門ファシリティマネジメント部担当部長 2010年4月 同 不動産部門施設部担当部長 2014年1月 同 不動産部門施設部次長(心得) 2017年4月 同 不動産部門施設部次長 2018年4月 同 不動産部門施設部付部長 2019年4月 同 不動産部門施設部長 2020年10月 同 施設部長 2021年7月 同 執行役(現職)	(注)		2021年7月1日

(注) 執行役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

退任執行役

役職名	氏名	退任年月日
専務執行役	稲澤 徹	2021年6月24日
常務執行役	林 俊行	2021年6月30日
執行役	大高 光三	2021年6月30日

なお、当第2四半期累計期間終了後、本第2四半期報告書提出日までの執行役の状況は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務執行役	常務執行役 経理・財務部長	浅井 智範	2021年10月1日
執行役 経理・財務部長	執行役	川野 陽一	2021年10月1日
常務執行役	専務執行役	谷垣 邦夫	2021年11月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性38名 女性5名(役員のうち女性の比率11.6%)

なお、当第2四半期累計期間終了後、本第2四半期報告書提出日までの異動を含めた役員の男女別人数及び女性の比率は、次のとおりであります。

男性38名 女性5名(役員のうち女性の比率11.6%)

第4 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
現金預け金	62,719,113	62,842,261
コールローン	1,520,000	2,830,000
買現先勘定	9,721,360	11,538,895
債券貸借取引支払保証金	2,585,087	-
買入金銭債権	638,985	559,718
商品有価証券	13	0
金銭の信託	1 10,029,932	1 10,361,716
有価証券	1, 2, 4, 5 193,703,491	1, 2, 4, 5 194,915,837
貸出金	3, 6 9,655,811	3, 6 9,271,362
外国為替	80,847	89,987
その他資産	4 2,716,321	4 2,608,945
有形固定資産	7 3,153,739	7 3,092,983
無形固定資産	240,194	231,116
退職給付に係る資産	64,184	64,433
繰延税金資産	919,448	880,861
貸倒引当金	10,400	6,174
資産の部合計	297,738,131	299,281,946

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
貯金	4, 12 187,984,760	4, 12 189,957,347
売現先勘定	4 14,886,481	4 17,523,175
保険契約準備金	61,159,597	59,728,852
支払備金	9 419,021	9 407,043
責任準備金	9, 11 59,397,720	9, 11 58,020,884
契約者配当準備金	8 1,342,855	8 1,300,925
債券貸借取引受入担保金	4 6,092,013	4 3,501,146
借入金	4 4,228,180	4 5,080,114
外国為替	514	431
社債	13 300,000	13 300,000
その他負債	2,851,705	2,832,782
賞与引当金	126,149	126,791
退職給付に係る負債	2,210,273	2,258,743
従業員株式給付引当金	535	258
役員株式給付引当金	952	845
睡眠貯金払戻損失引当金	73,830	71,756
保険金等支払引当金	2,851	2,651
特別法上の準備金	904,816	940,388
価格変動準備金	11 904,816	11 940,388
繰延税金負債	844,400	878,109
負債の部合計	281,667,063	283,203,398
純資産の部		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金	4,085,191	1,459,072
利益剰余金	4,374,229	5,901,547
自己株式	831,661	677
株主資本合計	11,127,759	10,859,941
その他有価証券評価差額金	2,893,921	2,896,409
繰延ヘッジ損益	329,275	395,663
為替換算調整勘定	104,433	93,416
退職給付に係る調整累計額	206,389	182,484
その他の包括利益累計額合計	2,666,601	2,589,813
非支配株主持分	2,276,705	2,628,793
純資産の部合計	16,071,067	16,078,548
負債及び純資産の部合計	297,738,131	299,281,946

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
経常収益	5,639,129	5,750,780
郵便事業収益	1,318,047	1,301,754
銀行事業収益	829,693	1,153,286
生命保険事業収益	3,385,350	3,226,113
その他経常収益	106,038	69,625
経常費用	5,278,492	5,203,112
業務費	3,883,451	3,671,545
人件費	1,229,740	1,219,213
減価償却費	143,517	130,942
その他経常費用	21,782	181,410
経常利益	360,636	547,668
特別利益	33,377	13,178
固定資産処分益	2,379	8,686
特別法上の準備金戻入額	27,439	-
価格変動準備金戻入額	27,439	-
移転補償金	982	322
受取保険金	484	4,154
受取補償金	1,795	-
その他の特別利益	294	14
特別損失	15,380	57,261
固定資産処分損	1,127	2,221
減損損失	9,305	4,135
特別法上の準備金繰入額	-	35,572
価格変動準備金繰入額	-	35,572
事業譲渡損	-	11,077
老朽化対策工事に係る損失	2,976	-
その他の特別損失	3,970	4,254
契約者配当準備金繰入額	1,47,281	1,36,004
税金等調整前中間純利益	331,351	467,581
法人税、住民税及び事業税	101,377	139,894
法人税等調整額	4,125	3,131
法人税等合計	105,503	136,762
中間純利益	225,848	330,818
非支配株主に帰属する中間純利益	46,896	65,655
親会社株主に帰属する中間純利益	178,951	265,163

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益	225,848	330,818
その他の包括利益	2,533,395	149,367
その他有価証券評価差額金	2,525,903	237,188
繰延ヘッジ損益	843	74,522
為替換算調整勘定	1,182	10,295
退職給付に係る調整額	9,523	23,593
持分法適用会社に対する持分相当額	5	0
中間包括利益	2,759,243	480,185
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,315,447	339,403
非支配株主に係る中間包括利益	443,795	140,782

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,084,763	4,057,087	831,707	10,810,143
会計方針の変更による累積的影響額					-
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	4,084,763	4,057,087	831,707	10,810,143
当中間期変動額					
剰余金の配当			101,096		101,096
欠損填補					-
親会社株主に帰属する中間純利益			178,951		178,951
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		421			421
自己株式の取得					-
自己株式の処分				45	45
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	421	77,855	45	78,321
当中間期末残高	3,500,000	4,085,184	4,134,942	831,661	10,888,465

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	295,671	291,823	89,698	209,860	124,008	1,682,622	12,616,774
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	295,671	291,823	89,698	209,860	124,008	1,682,622	12,616,774
当中間期変動額							
剰余金の配当							101,096
欠損填補							-
親会社株主に帰属する中間純利益							178,951
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							421
自己株式の取得							-
自己株式の処分							45
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,130,461	835	2,282	9,162	2,136,504	429,428	2,565,933
当中間期変動額合計	2,130,461	835	2,282	9,162	2,136,504	429,428	2,644,255
当中間期末残高	2,426,132	292,659	91,981	219,022	2,260,513	2,112,051	15,261,029

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,085,191	4,374,229	831,661	11,127,759
会計方針の変更による累積的影響額			4,972		4,972
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	4,085,191	4,369,257	831,661	11,122,787
当中間期変動額					
剰余金の配当		202,193			202,193
欠損填補		1,267,127	1,267,127		-
親会社株主に帰属する中間純利益			265,163		265,163
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		75,982			75,982
自己株式の取得				250,000	250,000
自己株式の処分				167	167
自己株式の消却		1,080,816		1,080,816	-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	2,626,119	1,532,290	830,984	262,845
当中間期末残高	3,500,000	1,459,072	5,901,547	677	10,859,941

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,893,921	329,275	104,433	206,389	2,666,601	2,276,705	16,071,067
会計方針の変更による累積的影響額						13	4,985
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,893,921	329,275	104,433	206,389	2,666,601	2,276,692	16,066,081
当中間期変動額							
剰余金の配当							202,193
欠損填補							-
親会社株主に帰属する中間純利益							265,163
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							75,982
自己株式の取得							250,000
自己株式の処分							167
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,487	66,387	11,016	23,905	76,788	352,101	275,312
当中間期変動額合計	2,487	66,387	11,016	23,905	76,788	352,101	12,467
当中間期末残高	2,896,409	395,663	93,416	182,484	2,589,813	2,628,793	16,078,548

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	331,351	467,581
減価償却費	143,517	130,942
減損損失	9,305	4,135
のれん償却額	83	266
持分法による投資損益(は益)	270	338
支払備金の増減額(は減少)	34,511	11,978
責任準備金の増減額(は減少)	1,389,683	1,376,835
契約者配当準備金積立利息繰入額	4	4
契約者配当準備金繰入額(は戻入額)	47,281	36,004
貸倒引当金の増減()	290	1,147
賞与引当金の増減額(は減少)	3,381	801
退職給付に係る資産及び負債の増減額	12,217	47,953
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	296	277
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	178	107
睡眠貯金払戻損失引当金の増減額(は減少)	3,375	2,073
保険金等支払引当金の増減額(は減少)	21,904	199
価格変動準備金の増減額(は減少)	27,439	35,572
受取利息及び受取配当金	510,122	502,591
支払利息	6,583	6,206
資金運用収益	542,152	770,574
資金調達費用	125,678	107,906
有価証券関係損益()	1,217	188,872
金銭の信託の運用損益(は運用益)	1,283	269,446
為替差損益(は益)	55,838	172,872
固定資産処分損益(は益)	1,277	6,453
貸出金の純増()減	1,909,890	15,832
貯金の純増減()	4,525,937	1,972,587
借入金の純増減()	3,947,240	856,600
コールローン等の純増()減	298,641	1,355,342
債券貸借取引支払保証金の純増()減	86,069	-
コールマネー等の純増減()	801,172	384,214
コマーシャル・ペーパーの純増減()	110,417	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()	418,742	188,794
外国為替(資産)の純増()減	86,587	9,140
外国為替(負債)の純増減()	70	82
資金運用による収入	599,442	740,486
資金調達による支出	228,681	169,184
その他	153,447	57,597
小計	5,178,478	100,931
利息及び配当金の受取額	539,563	525,839
利息の支払額	6,681	6,679
契約者配当金の支払額	79,565	77,805
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	76,899	166,068
その他	4,955	5,133
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,559,851	381,351

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	3,780,000	3,930,000
コールローンの償還による収入	4,020,000	3,970,000
買現先勘定の純増減額（は増加）	-	1,833,958
売現先勘定の純増減額（は減少）	-	2,252,479
買入金銭債権の取得による支出	714,956	304,986
買入金銭債権の売却・償還による収入	665,690	405,846
債券貸借取引支払保証金の純増減額（は増加）	711,155	2,585,087
債券貸借取引受入担保金の純増減額（は減少）	300,951	2,402,071
有価証券の取得による支出	14,653,504	19,260,406
有価証券の売却による収入	1,186,483	2,413,641
有価証券の償還による収入	12,186,848	16,161,931
金銭の信託の増加による支出	449,712	597,410
金銭の信託の減少による収入	99,026	626,553
貸付けによる支出	319,959	211,052
貸付金の回収による収入	637,011	577,746
有形固定資産の取得による支出	62,052	53,026
有形固定資産の売却による収入	7,285	14,344
無形固定資産の取得による支出	26,512	32,784
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	23,721
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	4,990
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	30
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	80	-
その他	2,555	112,227
投資活動によるキャッシュ・フロー	791,511	250,943
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	94,433	37,750
借入金の返済による支出	115,303	49,630
自己株式の取得による支出	-	250,000
子会社の自己株式の取得による支出	295	548
子会社の自己株式の処分による収入	71	52
配当金の支払額	101,087	202,044
非支配株主への配当金の支払額	18,034	36,088
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	-	1,189
その他	9,188	9,781
財務活動によるキャッシュ・フロー	149,406	509,101
現金及び現金同等物に係る換算差額	831	134
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,619,765	123,057
現金及び現金同等物の期首残高	53,603,857	62,637,954
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 58,223,622	1 62,761,012

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 253社

主要な会社名 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、JP楽天ロジスティクス株式会社ほか2社は新規設立により、郵船不動産株式会社は株式取得により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。また、JPホテルサービス株式会社及びToII Holdings Limited(以下「トール社」という。)傘下の子会社9社は売却により、当中間連結会計期間から連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 6社

不動産投資に関する匿名組合ほか 6社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 14社

株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社、JP投信株式会社、トール社傘下の関連会社

なお、トール社傘下の関連会社1社は清算したため、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 6社

不動産投資に関する匿名組合ほか 6社

(4) 持分法非適用の関連会社 1社

BPO.MP COMPANY LIMITED

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日

6月末日 30社

9月末日 218社

12月末日 5社

(2) 6月末日及び12月末日を中間決算日とする連結子会社については、仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式(及び出資金)並びに持分法非適用の関連法人等株式(及び出資金)については移動平均法による原価法、その他有価証券は時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジする

ために時価ヘッジを適用している場合を除く。)については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く。)

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～75年

無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

また、のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合は、発生年度に一括償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

使用権資産

トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産については、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれが短い期間にわたって定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社及び連結子会社(銀行子会社及び保険子会社を除く。)の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は前連結会計年度96百万円、当中間連結会計期間14百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、従業員に対する自社の株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社が、各社の定める規程に基づき、執行役等に対する自社の株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 保険金等支払引当金の計上基準

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約解除措置等により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年～14年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(12) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び当社の連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

郵便、荷物に係る収益

郵便・物流事業においては、郵便サービスを全国一律の料金であまねく公平に提供しております。また、物流サービスとして、宅配便（ゆうパック等）及びメール便（ゆうメール等）の運送業務を提供しております。

郵便、荷物に係る収益については、引受から配達完了までの一定期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に応じて収益を認識しております。

カタログ販売等に係る収益

郵便局窓口事業においては、カタログ等を利用して行う生産地特産品販売等の商品又は権利の販売及び、店頭等におけるフレーム切手販売、年賀状印刷サービス及び文房具販売等の商品の販売又は役務の提供を行っております。

カタログ販売等に係る収益については、顧客に商品等を引き渡した時点で、顧客が当該商品等に関する支配

を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。なお、商品等の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

国際物流事業に係る収益

国際物流事業においては、アジア・オセアニアからの輸出入を中心としたフルラインでの国際貨物輸送（以下、「フォワーディング事業」）、及び、アジア・オセアニアにおける輸送・倉庫管理や資源・政府分野物流等のサービス（以下、「ロジスティクス事業」）を行っております。

フォワーディング事業に係る収益については、契約に基づく輸送期間にわたり履行義務が充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に応じて収益を認識しております。また、ロジスティクス事業に係る収益については、顧客への役務提供を完了した時点で履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付し、収益及び費用は、期中平均相場による円換算額を付し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、銀行子会社において、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(15) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

なお、当中間連結会計期間の繰入額は、期間按分した年間所要相当額に基づき算出した額を計上していません。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価額の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資（銀行子会社における「現金預け金」のうち、譲渡性預け金を除く。）及び資金管理において現金同等物と同様に利用されている当座借越（負の現金同等物）であります。

(17) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

責任準備金の積立方法

中間連結会計期間末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

(a) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

(b) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、連結会計年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

投資信託の解約損益の計上科目

銀行子会社における投資信託の解約損益について、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるものは有価証券利息配当金として「銀行事業収益」に、信託財産構成物が債券及び債券に準ずるもの以外は株式等売却益又は株式等売却損として「銀行事業収益」又は「その他経常費用」に計上しております。ただし、投資信託の有価証券利息配当金が全体で損となる場合は国債等債券償還損として「業務費」に計上しております。

保険料の計上基準

保険子会社における初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を「生命保険事業収益」に計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を「生命保険事業収益」に計上しております。

なお、収納した保険料のうち、中間連結会計期間末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

保険金等支払金の計上基準

保険子会社における保険金等支払金（再保険料を除く。）は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を「業務費」に計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、中間連結会計期間末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払準備金を積み立てております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、郵便・物流事業の郵便、荷物に係る収益については、従来引受時点で収益を認識していましたが、収益認識会計基準等の適用により、引受から配達完了までの一定期間にわたり収益を認識するよう変更しております。また、郵便局窓口事業のカタログ販売等に係る収益については、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、収益認識会計基準等の適用により、代理人取引として総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間連結会計期間の中間連結貸借対照表は、その他資産は3,173百万円減少し、その他負債は1,467百万円増加しております。当中間連結会計期間の中間連結損益計算書は、経常収益は29,707百万円減少し、経常費用は30,436百万円減少し、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ729百万円増加しております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前中間純利益は729百万円増加し、営業活動によるキャッシュ・フローの「小計」より上の「その他」が4,641百万円増加しております。

当中間連結会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は4,972百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「(収益認識関係)」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場価格のある株式の評価について、期末前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

また、「(金融商品関係)」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日 内閣府令第9号)附則第6条第2項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「その他の特別利益」に含めておりました「受取保険金」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「その他の特別利益」に表示していた779百万円は、「受取保険金」484百万円、「その他の特別利益」294百万円として組み替えております。

(追加情報)

(当社グループの役員等に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当社及び当社の連結子会社である日本郵便株式会社は、当社の執行役員並びに日本郵便株式会社の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員（以下、併せて「本制度対象役員」という。）に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

1．取引の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、本制度対象役員に対し当社株式等を給付する仕組みであり、連結会計年度における業績達成度を勘案して定まる数のポイントを付与します。本制度対象役員の退任時には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭につき、本信託から給付を行います。

本制度対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2．信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度697百万円、496千株、当中間連結会計期間530百万円、392千株であります。

なお、当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険においても信託を活用した株式給付制度を導入しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
株式	12,722百万円	12,773百万円
出資金	29,107 "	28,866 "

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引等)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
	3,353,931百万円	3,203,559百万円

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	4,804,159百万円	6,054,674百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末において、ありません。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	24,397,199百万円	25,458,219百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	754,882 "	711,680 "
売現先勘定	14,886,481 "	17,523,175 "
債券貸借取引受入担保金	6,092,013 "	3,501,146 "
借入金	3,917,500 "	4,774,100 "

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
有価証券	3,389,644百万円	3,188,573百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、中央清算機関差入証拠金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
先物取引差入証拠金	152,034百万円	154,105百万円
保証金	18,041 "	20,408 "
中央清算機関差入証拠金	679,900 "	536,752 "
金融商品等差入担保金	324,835 "	328,373 "

5. 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額及び時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表) 計上額	9,382,446百万円	9,268,687百万円
時価	10,158,590 "	10,020,759 "

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険子会社は、資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

簡易生命保険契約商品区分(すべての保険契約)

かんば生命保険契約(一般)商品区分(すべての保険契約)

かんば生命保険契約(一時払年金)商品区分(一部の保険種類を除く)

なお、簡易生命保険契約商品を対象とする小区分については、従来、残存年数30年以内の保険契約からなる小区分でありましたが、30年及び40年国債の発行規模が安定的に拡大してきたことに伴い、超長期債の確保が容易となり、より長期の保険契約群に対してデュレーション調整が可能となったことから、当中間連結会計期間より、残存年数の制限を廃止し、すべての保険契約からなる小区分に変更いたしました。この変更による損益への影響はありません。

6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	68,149百万円	65,099百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	35,500 "	35,658 "

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	24,863百万円	31,472百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
減価償却累計額	1,640,553百万円	1,641,121百万円

(注) 上記には、使用権資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
期首残高	1,437,535百万円	1,342,855百万円
契約者配当金支払額	159,817 "	77,805 "
利息による増加等	8 "	4 "
年金買増しによる減少	336 "	133 "
契約者配当準備金繰入額	65,465 "	36,004 "
期末残高	1,342,855 "	1,300,925 "

9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
418百万円	426百万円

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
935百万円	913百万円

10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する保険子会社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。

なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の業務費として処理しております。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
33,629百万円	33,449百万円

11. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除く。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
責任準備金(危険準備金を除く)	31,408,726百万円	30,375,867百万円
危険準備金	1,129,662 "	1,164,412 "
価格変動準備金	655,111 "	667,053 "

12. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

13. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)中、「社債」は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

14. 偶発債務に関する事項

連結子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、発生する可能性のある解約補償額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
64,872百万円	62,594百万円

なお、連結子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

(中間連結損益計算書関係)

1. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため、契約者配当準備金に繰り入れた金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
契約者配当準備金繰入額	37,999百万円	27,045百万円

2. これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施することとしておりました。

これに伴い、前中間連結会計期間における特別損失として「老朽化対策工事に係る損失」を計上しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000			4,500,000	

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	456,667		32	456,635	(注)1、2

(注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式528千株が含まれております。当中間連結会計期間末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式496千株が含まれております。

2. 自己株式(普通株式)の株式数の減少32千株は、株式給付信託による給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月15日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	2020年3月31日	2020年6月18日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
の
該当ありません。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000		732,129	3,767,870	（注）

（注）発行済株式（普通株式）の減少732,129千株は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	456,635	276,090	732,233	492	（注）1、2

（注）1. 当連結会計年度期首の自己株式（普通株式）には、株式給付信託が保有する当社株式496千株が含まれております。当中間連結会計期間末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託が保有する当社株式392千株が含まれております。

2. 自己株式（普通株式）の株式数の増加276,090千株は、自己株式の取得276,090千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであり、減少732,233千株は、自己株式の消却732,129千株及び株式給付信託による給付104千株によるものであります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月14日 取締役会	普通株式	202,193	50.00	2021年3月31日	2021年6月15日	資本剰余金

（注）配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金24百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
現金預け金勘定	58,306,201百万円	62,842,261百万円
現金預け金勘定に含まれる 銀行子会社における譲渡性預け金	65,000 "	65,000 "
有価証券勘定に含まれる譲渡性預け金	15,000 "	15,000 "
預入期間が3カ月を超える預け金	200 "	200 "
借入金勘定に含まれる当座借越	32,378 "	31,048 "
現金及び現金同等物	58,223,622 "	62,761,012 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として建物であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として動産であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、ツール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産の内容は、主として建物及び土地であり、使用権資産の減価償却の方法は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1年内	7,368	7,587
1年超	37,139	33,908
合計	44,508	41,496

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1年内	15,683	16,166
1年超	44,444	42,746
合計	60,128	58,913

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間においては、市場価格のない株式等及び組合出資金等(前連結会計年度においては、時価を把握することが極めて困難と認められるもの)は、次表には含めておりません(注)参照)。

また、現金預け金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	638,985	638,985	
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	13	13	
(3) 金銭の信託	9,089,795	9,073,718	16,076
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	60,506,060	65,929,179	5,423,118
責任準備金対応債券	9,382,446	10,158,590	776,143
その他有価証券	121,469,534	121,469,534	
(5) 貸出金	9,655,811		
貸倒引当金(*1)	182		
	9,655,629	9,986,365	330,736
資産計	210,742,465	217,256,387	6,513,922
(1) 貯金	187,984,760	188,032,622	47,861
(2) 借入金	4,228,180	4,228,186	5
(3) 社債	300,000	300,290	290
負債計	192,512,941	192,561,098	48,157
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,949)	(6,949)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(943,604)	(943,604)	
デリバティブ取引計	(950,553)	(950,553)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託 (* 1)	940,137
有価証券	
非上場株式 (* 2)	54,897
投資信託 (* 3)	2,217,712
組合出資金 (* 4)	72,446
その他	393
合計 (* 5)	3,285,586

(* 1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 3) 投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(* 5) 当連結会計年度において、1,035百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 買入金銭債権	559,718	559,718	
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	0	0	
(3) 金銭の信託	7,971,837	7,971,837	
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	60,482,449	65,789,000	5,306,551
責任準備金対応債券	9,268,687	10,020,759	752,072
其他有価証券	122,340,696	122,340,696	
(5) 貸出金 貸倒引当金(*1)	9,271,362 175		
	9,271,186	9,579,511	308,324
資産計	209,894,577	216,261,525	6,366,948
(1) 貯金	189,957,347	189,994,785	37,437
(2) 借入金	5,080,114	5,080,280	165
(3) 社債	300,000	303,170	3,170
負債計	195,337,462	195,378,236	40,773
デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(11,283)	(11,283)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(829,148)	(829,148)	
デリバティブ取引計	(840,432)	(840,432)	

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該借入金及び当該有価証券の時価に含めて記載しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)金銭の信託」及び「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
金銭の信託(*1)(*2)	2,389,879
有価証券	
非上場株式(*3)	63,089
投資信託(*1)	2,680,624
組合出資金(*2)	80,290
その他	
合計(*4)	5,213,883

(*1) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下「時

価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した投資信託等の一部については、従前の取扱いを踏襲し、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等については、時価算定適用指針第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 当中間連結会計期間において、2,820百万円減損処理を行っております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権		154,996	404,722	559,718
金銭の信託（*1）	5,970,273			5,970,273
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	0			0
その他有価証券				
株式	589,147			589,147
国債	29,945,929	2,013,733		31,959,662
地方債		3,992,059	28,928	4,020,988
短期社債		2,442,550		2,442,550
社債		8,102,650	2,587	8,105,237
その他（*1）	13,111,365	13,872,827	246,786	27,230,979
資産計	49,616,716	30,578,818	683,023	80,878,558
デリバティブ取引（*2）				
金利関連		(248,721)		(248,721)
通貨関連		(592,168)		(592,168)
クレジット・デリバティブ		457		457
デリバティブ取引計		(840,432)		(840,432)

（*1）時価算定適用指針第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は49,550,564百万円であります。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		443,129		443,129
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	53,238,388			53,238,388
地方債		6,249,136		6,249,136
社債		5,193,510		5,193,510
その他	130,187	977,777		1,107,964
責任準備金対応債券				
国債	8,302,150			8,302,150
地方債		557,786	19,122	576,909
社債		1,141,699		1,141,699
貸出金			9,579,511	9,579,511
資産計	61,670,726	14,563,041	9,598,634	85,832,402
貯金		189,994,785		189,994,785
借入金		5,080,280		5,080,280
社債		303,170		303,170
負債計		195,378,236		195,378,236

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカー等の第三者から提示された価格を時価としており、主にレベル3の時価に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値によっており、主にレベル1に分類しております。投資信託の受益証券は基準価格によっており、時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、主にレベル1の時価に分類しております。

有価証券

株式については、取引所の価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価格等又は外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格等を時価としております。

日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価格等を時価とする債券のうち、主に国債・国庫短期証券はレベル1、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。また、外部ベンダー、ブローカー等の第三者から提示された価格等を時価とする債券は、入手した価格や価格に使用されたインプット等の市場での観察可能性に基づき、レベル1、レベル2又はレベル3の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理の対象とされた有価証券については、当該為替予約等の時価を反映しております。

投資信託の受益証券は基準価格によっており、時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用し、レベルを付して

おりません。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格等を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産等の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定期貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を市場金利で割り引いた割引現在価値を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

定額貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、過去の実績から算定された期限前解約率を反映した将来キャッシュ・フロー発生見込額を、市場金利で割り引いた割引現在価値を時価としております。観察できないインプットの影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

社債

連結子会社が発行する社債の時価については、公表された相場価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。観察できないインプットを用いていない、又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって中間連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替 (*3)	レベル3 の時価か らの振替 (*4)	中間 期末 残高	当期の損 益に計上 した額の うち中間 連結貸借 対照表日 において 保有する 金融資産 及び負債 の評価損 益(*1)
		損益に 計上 (*1)	その他 の包括 利益に 計上 (*2)					
買入金銭債権	383,992	4	184	20,919			404,722	
有価証券								
その他有価証券								
地方債	29,238	7	62	379			28,928	7
社債	3,951	4	3	1,355			2,587	
その他	357,493	1,626	190	61,648	9,879	57,122	246,786	2,589

(*1) 主に中間連結損益計算書の「銀行事業収益」、「生命保険事業収益」及び「業務費」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、主に外国債券についての市場の活動の減少により観察

可能な市場データが不足していることによるものであります。当該振替は会計期間の期首に行っております。

(*4) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、主に外国債券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の期首に行っております。

(3) 時価評価のプロセスの説明

銀行子会社は時価検証部署において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価は、時価算定部署から独立した時価検証部署において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証し、当該検証結果に基づき、時価のレベルの分類を行っております。検証結果はALM委員会に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の金融商品の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

保険子会社は時価算定部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価の算定を行い、時価のレベル別分類を判断しております。また、リスク管理部門において金融商品の時価評価に関する検証手続を定め、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証していることから、金融商品の時価評価等の適切性が確保されております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

連結子会社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金
銭債権」が含まれております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	46,288,261	51,437,821	5,149,560
	地方債	5,086,910	5,308,245	221,334
	社債	3,226,809	3,352,944	126,135
	その他			
	小計	54,601,982	60,099,011	5,497,029
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,399,476	3,340,309	59,166
	地方債	963,409	958,719	4,689
	社債	1,541,192	1,531,138	10,054
	その他			
	小計	5,904,078	5,830,167	73,910
合計		60,506,060	65,929,179	5,423,118

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	国債	45,360,717	50,377,592	5,016,875
	地方債	5,073,497	5,285,121	211,624
	社債	3,562,793	3,688,674	125,880
	その他	632,754	636,122	3,367
	小計	54,629,762	59,987,510	5,357,747
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	国債	2,898,106	2,860,796	37,310
	地方債	967,909	964,015	3,894
	社債	1,512,096	1,504,835	7,260
	その他	474,574	469,501	5,072
	小計	5,852,686	5,799,148	53,537
合計		60,482,449	65,786,659	5,304,209

2. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	7,288,727	8,043,381	754,653
	地方債	510,174	530,181	20,007
	社債	625,937	649,774	23,837
	小計	8,424,838	9,223,337	798,498
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	517,536	504,247	13,288
	地方債	48,073	47,687	385
	社債	391,998	383,318	8,680
	小計	957,608	935,253	22,355
合計		9,382,446	10,158,590	776,143

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	7,005,983	7,731,650	725,666
	地方債	531,825	551,866	20,041
	社債	768,280	795,939	27,658
	小計	8,306,090	9,079,456	773,366
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	585,211	570,499	14,711
	地方債	25,138	25,043	95
	社債	352,247	345,759	6,487
	小計	962,597	941,302	21,294
合計		9,268,687	10,020,759	752,072

3. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	574,195	469,598	104,596
	債券	34,832,467	34,138,841	693,626
	国債	24,028,109	23,431,816	596,293
	地方債	4,001,023	3,980,849	20,173
	短期社債			
	社債	6,803,334	6,726,175	77,159
	その他	67,801,777	65,355,276	2,446,501
	うち外国債券	23,154,643	21,695,443	1,459,199
	うち投資信託	44,411,058	43,426,737	984,321
	小計	103,208,440	99,963,715	3,244,724
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	24,392	25,783	1,390
	債券	10,545,723	10,606,644	60,921
	国債	6,317,038	6,367,915	50,876
	地方債	477,732	478,582	849
	短期社債	1,869,535	1,869,535	
	社債	1,881,417	1,890,612	9,194
	その他	8,874,962	9,124,015	249,052
	うち外国債券	4,830,296	4,925,809	95,513
	うち投資信託	3,067,447	3,220,691	153,244
	小計	19,445,079	19,756,443	311,364
合計		122,653,519	119,720,159	2,933,360

(注) その他有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	393,862	296,753	97,109
	債券	38,850,725	38,170,863	679,862
	国債	28,296,949	27,712,268	584,681
	地方債	3,656,701	3,640,015	16,686
	短期社債			
	社債	6,897,074	6,818,579	78,494
	その他	68,831,837	66,226,943	2,604,893
	うち外国債券	23,218,223	21,690,180	1,528,042
	うち投資信託	45,414,818	44,340,824	1,073,993
	小計	108,076,426	104,694,560	3,381,865
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	195,284	207,980	12,695
	債券	7,677,713	7,699,053	21,340
	国債	3,662,713	3,678,351	15,638
	地方債	364,286	364,775	489
	短期社債	2,442,550	2,442,550	
	社債	1,208,163	1,213,375	5,212
	その他	7,395,990	7,531,870	135,879
	うち外国債券	3,984,852	4,054,427	69,575
	うち投資信託	2,577,311	2,643,311	66,000
	小計	15,268,989	15,438,903	169,914
合計	123,345,415	120,133,464	3,211,950	

(注) その他有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	9,089,795	6,820,196	2,269,598	2,345,666	76,067

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、18,813百万円であります。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	7,971,837	5,610,717	2,361,119	2,421,908	60,788

(注) 1. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、3,390百万円であります。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	692		26	26
	売建	594,542		18,501	18,501
	買建	568,424		11,150	11,150
	合計			7,377	7,377

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	477,637	477,637	11,977	11,977
	売建	76,955		1,659	1,659
	買建	118,129		1,894	1,894
	合計			11,741	11,741

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	19,470		147	147
合計				147	147

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	28,107	28,107	576	576
合計				576	576

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	28,119	28,119	457	457
合計				457	457

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

(賃貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんば生命保険の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。

1. 取引の概要

(1) 取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんば生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」という。）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針に従い、株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じて保有する株式会社かんば生命保険の普通株式の一部を売却し、あわせて株式処分信託を通じた売却を行いました。これにより、当社の株式会社かんば生命保険に対する保有割合は50%を下回りました。

(2) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんば生命保険

事業の内容：生命保険業

(3) 企業結合日

株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2021年5月17日

株式処分信託を通じた売却

2021年6月10日から2021年6月17日まで

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

76,576百万円

(事業分離)

当社及び当社の連結子会社である日本郵便株式会社並びに当社の連結子会社であるトール社は、2021年8月31日に、トール社のエクスプレス事業をAllegro Funds Pty Ltdの傘下企業であるAustralian Parcels Group Pty Ltd、Australian Parcels Pty Ltd、Tasmania Maritime Pty Ltd、NZ Logistics Holdings Limited(以下「Allegro」という。)に譲渡いたしました。また、本事業譲渡に伴い、Toll IPEC Pty Ltd等9社を当社の連結子会社から除外しております。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

Australian Parcels Group Pty Ltd、Australian Parcels Pty Ltd、Tasmania Maritime Pty Ltd、
NZ Logistics Holdings Limited

(2) 分離した事業の内容

トール社のエクスプレス事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループはトール社の成長に資する事業戦略上の様々な選択肢を検討していましたが、トール社において、特に業績悪化が継続しているエクスプレス事業を売却することが最善の選択であると判断し、当社グループによる慎重な検討を重ねた結果、このたびトール社はエクスプレス事業をAllegroに譲渡する契約の合意に至ったものであります。

(4) 事業分離日

2021年8月31日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡損 10,696百万円

なお、本件譲渡契約の条件に基づき、最終的な譲渡価額が決定されるため、移転損益の金額は多少変動する可能性があります。

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額

資産合計 137,075百万円

負債合計 136,351百万円

(3) 会計処理

移転したエクスプレス事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を「事業譲渡損」として特別損失に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

国際物流事業

4. 中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益 98,722百万円

経常利益 5,463百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益のうち、主な収益を下記のとおり分解しております。これらの分解した収益とセグメント収益との関連は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客に対する 経常収益
郵便・物流事業セグメント	934,801	1,082	935,884
郵便業務等収益	901,279		
その他	33,522		
郵便局窓口事業セグメント	23,944	17,729	41,674
物販	16,023		
提携金融	4,047		
その他	3,874		
国際物流事業セグメント	366,475	316	366,792
銀行業セグメント	77,458	1,075,828	1,153,286
生命保険業セグメント	-	3,226,113	3,226,113
その他	14,489	11,381	25,871
合計	1,417,170	4,332,452	5,749,622

(注)「その他」の区分には、報告セグメントに含まれない宿泊事業、病院事業等が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものを一定の基準に従い集約したものであります。

当社グループは、業績の評価等を主として連結子会社別（日本郵便株式会社は郵便・物流事業セグメント、郵便局窓口事業セグメントに分類）に行っているため、これらを事業セグメントの識別単位とし、このうち各事業セグメントの経済的特徴、製品及びサービスを販売する市場及び顧客の種類等において類似性が認められるものについて集約を実施し、報告セグメントを決定しております。

各報告セグメントは、日本郵便株式会社を中心とした「郵便・物流事業」及び「郵便局窓口事業」、トール社を中心とした「国際物流事業」、株式会社ゆうちょ銀行を中心とした「銀行業」、株式会社かんぽ生命保険を中心とした「生命保険業」であります。

(報告セグメントの区分方法の変更)

当社グループ内の業績管理区分の一部変更に伴い、当中間連結会計期間より、当社グループの報告セグメントの区分として従来「その他」に含まれていた日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社及び株式会社システムトラスト研究所の営む事業を「郵便局窓口事業」に変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

セグメント間の内部経常収益は、市場価格又は総原価を基準に決定した価格に基づいております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の「郵便・物流事業」の経常収益は54百万円増加し、セグメント利益は684百万円増加、「郵便局窓口事業」の経常収益は29,501百万円減少、「銀行業」の経常収益は294百万円減少し、セグメント利益は50百万円増加、「その他」の経常収益は243百万円減少し、セグメント利益は5百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	945,588	78,407	373,624	829,693	3,385,350	5,612,663	23,744	5,636,407
セグメント間の 内部経常収益	18,668	561,531	96	823	8	581,128	127,673	708,801
計	964,257	639,938	373,720	830,516	3,385,358	6,193,791	151,417	6,345,208
セグメント利益 又は損失()	7,370	23,472	11,341	172,002	162,723	354,228	113,854	468,083
セグメント資産	1,847,946	2,620,430	573,855	222,303,138	70,397,285	297,742,656	5,144,826	302,887,483
その他の項目								
減価償却費	42,068	22,629	24,108	17,378	30,487	136,672	6,979	143,651
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-	83	83
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	5	1	83	542,152	506,632	1,048,874	3,400	1,052,274
支払利息又は 資金調達費用	278	0	5,247	125,679	1,057	132,262	0	132,262
持分法投資利益 又は損失()	-	88	33	148	-	270	-	270
特別利益	2,507	380	2,729	-	27,439	33,057	319	33,377
固定資産処分益	11	0	2,245	-	-	2,257	121	2,379
価格変動準備金 戻入額	-	-	-	-	27,439	27,439	-	27,439
特別損失	383	2,225	6,463	221	24	9,319	6,065	15,384
固定資産処分損	383	362	34	221	24	1,026	102	1,129
減損損失	0	1,855	2,778	-	-	4,633	4,674	9,308
価格変動準備金 繰入額	-	-	-	-	-	-	-	-
老朽化対策工事 に係る損失	-	-	-	-	-	-	976	976
契約者配当準備金 繰入額	-	-	-	-	47,281	47,281	-	47,281
税金費用	5,962	9,986	1,122	47,879	49,182	114,134	8,630	105,503
持分法適用会社 への投資額	-	2,063	8,965	1,092	-	12,122	-	12,122
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	9,133	6,151	7,977	13,692	15,490	52,445	21,198	73,644

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金(97,209百万円)が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	935,884	41,674	366,792	1,153,286	3,226,113	5,723,751	25,871	5,749,622
セグメント間の 内部経常収益	19,154	537,497	110	761	8	557,532	231,428	788,961
計	955,039	579,172	366,903	1,154,047	3,226,121	6,281,284	257,300	6,538,584
セグメント利益	7,728	19,395	10,827	325,588	183,883	547,423	199,017	746,440
セグメント資産	2,082,822	2,616,613	393,109	227,329,565	68,343,484	300,765,595	5,902,331	306,667,927
その他の項目								
減価償却費	36,626	19,359	17,841	18,756	30,026	122,610	8,531	131,142
のれんの償却額	183	-	-	-	-	183	83	266
受取利息、利息 及び配当金収入 又は資金運用収益	5	0	91	770,574	497,887	1,268,559	4,606	1,273,165
支払利息又は 資金調達費用	361	0	4,746	107,906	1,228	114,244	2	114,246
持分法投資利益 又は損失（ ）	-	192	13	132	-	338	-	338
特別利益	104	2,412	4,921	5,693	-	13,131	47	13,178
固定資産処分益	60	2,122	766	5,693	-	8,641	45	8,686
価格変動準備金 戻入額	-	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	542	1,484	14,882	464	35,816	53,191	4,071	57,263
固定資産処分損	541	454	322	452	244	2,014	208	2,223
減損損失	0	1,022	-	12	-	1,035	3,100	4,135
価格変動準備金 繰入額	-	-	-	-	35,572	35,572	-	35,572
老朽化対策工事 に係る損失	-	-	-	-	-	-	-	-
契約者配当準備金 繰入額	-	-	-	-	36,004	36,004	-	36,004
税金費用	4,576	9,797	4,770	96,018	31,521	146,683	9,920	136,762
持分法適用会社 への投資額	-	2,397	9,439	1,206	-	13,043	-	13,043
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	8,742	5,214	10,587	24,970	14,938	64,454	17,050	81,505

(注) 1. 当中間連結会計期間より、「金融窓口事業」は「郵便局窓口事業」に報告セグメントの名称を変更しております。なお、前中間連結会計期間のセグメント情報は、変更後の名称を用いて表示しております。

2. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

3. 「その他」の区分には、報告セグメントに含まれていない宿泊事業、病院事業等が含まれております。また、「その他」の区分のセグメント利益には当社が計上した関係会社受取配当金（194,419百万円）が含まれております。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位:百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	6,193,791	6,281,284
「その他」の区分の経常収益	151,417	257,300
セグメント間取引消去	708,801	788,961
調整額	2,721	1,157
中間連結損益計算書の経常収益	5,639,129	5,750,780

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「調整額」は、国際物流事業セグメントの経常収益の算出方法と中間連結損益計算書の経常収益の算出方法の差異等によるものであります。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位:百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	354,228	547,423
「その他」の区分の利益	113,854	199,017
セグメント間取引消去	105,005	197,296
調整額	2,440	1,475
中間連結損益計算書の経常利益	360,636	547,668

(注) 「調整額」は、国際物流事業セグメントのセグメント利益又は損失の算出方法と中間連結損益計算書の経常利益の算出方法の差異等によるものであります。

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位:百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	297,742,656	300,765,595
「その他」の区分の資産	5,144,826	5,902,331
セグメント間取引消去	6,676,096	7,385,980
中間連結貸借対照表の資産合計	296,211,387	299,281,946

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	136,672	122,610	6,979	8,531	133	199	143,517	130,942
のれんの償却額	-	183	83	83	-	-	83	266
受取利息、利息及び 配当金収入又は 資金運用収益	1,048,874	1,268,559	3,400	4,606	0	0	1,052,274	1,273,165
支払利息又は 資金調達費用	132,262	114,244	0	2	0	133	132,262	114,113
持分法投資利益 又は損失()	270	338	-	-	-	-	270	338
特別利益	33,057	13,131	319	47	-	-	33,377	13,178
固定資産処分益	2,257	8,641	121	45	-	-	2,379	8,686
価格変動準備金戻入額	27,439	-	-	-	-	-	27,439	-
特別損失	9,319	53,191	6,065	4,071	4	1	15,380	57,261
固定資産処分損	1,026	2,014	102	208	1	1	1,127	2,221
減損損失	4,633	1,035	4,674	3,100	2	0	9,305	4,135
価格変動準備金繰入額	-	35,572	-	-	-	-	-	35,572
老朽化対策工事に係る 損失	-	-	976	-	-	-	976	-
契約者配当準備金繰入額	47,281	36,004	-	-	-	-	47,281	36,004
税金費用	114,134	146,683	8,630	9,920	-	-	105,503	136,762
持分法適用会社への 投資額	12,122	13,043	-	-	-	-	12,122	13,043
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	52,445	64,454	21,198	17,050	144	32	73,500	81,472

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1．サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

「セグメント情報 3．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

「セグメント情報 3．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりです。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当中間期償却額	-	-	-	-	-	-	83	83
当中間期末残高	-	-	-	-	-	-	2,467	2,467

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	合計
	郵便・ 物流事業	郵便局 窓口事業	国際物流 事業	銀行業	生命保険業	計		
当中間期償却額	183	-	-	-	-	183	83	266
当中間期末残高	-	-	-	-	-	-	12,194	12,194

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当ありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1株当たり純資産額	円	3,411.60	3,570.06
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	16,071,067	16,078,548
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,276,705	2,628,793
うち非支配株主持分	百万円	2,276,705	2,628,793
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	13,794,361	13,449,755
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	4,043,364	3,767,378

(注) 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、中間期末(期末)の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は、前連結会計年度496,100株、当中間連結会計期間392,000株であります。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり中間純利益	円	44.26	68.33
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	178,951	265,163
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	178,951	265,163
普通株式の期中平均株式数	千株	4,043,349	3,880,481

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間511,187株、当中間連結会計期間440,716株であります。
3. 「(会計方針の変更)」に記載のとおり、当中間連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用しております。この結果、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益はそれぞれ0円18銭増加しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2021年10月6日開催の当社取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率を向上させ、株主還元を強化することを目的とし、また、2021年10月6日に「株式売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出し実施に伴う株式需給への影響を勘案して、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 133,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.5%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000百万円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年11月1日から2022年4月28日まで |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |

2 【その他】

訴訟

当社の連結子会社である日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社(以下「JPiT」という。)は、2015年4月30日付で、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)及び株式会社野村総合研究所を被告として、同社に発注した業務の履行遅延等に伴い生じた損害として16,150百万円の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起していましたが、2020年6月24日付で請求額を20,350百万円に増額する旨の申立てを行いました。

なお、当該訴訟に関連して、ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社)より、2015年4月30日付で、JPiTから受注した通信回線の敷設工事等の追加業務に関する報酬等として14,943百万円の支払いを求める訴訟の提起を受けていましたが、その請求額につきましては、2015年11月13日付で20,352百万円に、2016年9月30日付で22,301百万円に、2017年8月31日付で23,953百万円に増額する旨の申立てがなされております。また、株式会社野村総合研究所からは、2019年2月25日付でJPiTに対して追加業務に関する報酬として1,390百万円の支払いを求める反訴を提起されております。当社としては、これらの請求は根拠のないものと考えており、裁判を通じてこれらの請求が不当であることを主張していくものです。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	189,791	261,558
棚卸資産	386	283
前払費用	242	626
短期貸付金	22,949	38,898
未収入金	13,938	19,250
未収還付法人税等	24,097	35,733
その他	1,292	1,902
貸倒引当金	596	4
流動資産合計	252,101	358,248
固定資産		
有形固定資産		
建物	48,722	44,865
工具、器具及び備品	23,606	20,660
土地	89,889	89,409
その他	3,930	3,159
有形固定資産合計	166,149	158,096
無形固定資産		
	23,450	21,403
投資その他の資産		
投資有価証券	186,890	161,235
関係会社株式	5,040,211	4,737,170
金銭の信託	293,063	305,138
長期貸付金	20,926	46,529
破産更生債権等	61	64
長期前払費用	1,842	1,759
前払年金費用	17,890	28,839
その他	172	170
貸倒引当金	61	64
投資損失引当金	5,152	1,700
投資その他の資産合計	5,555,845	5,279,141
固定資産合計	5,745,446	5,458,641
資産合計	5,997,547	5,816,890

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	25,758	9,474
未払費用	884	910
未払法人税等	150	74
未払消費税等	-	1,805
賞与引当金	1,634	1,698
ポイント引当金	390	-
その他	429	1,008
流動負債合計	29,247	14,972
固定負債		
退職給付引当金	24,401	24,865
役員株式給付引当金	281	210
公務災害補償引当金	16,701	16,355
その他	13,946	10,926
固定負債合計	55,330	52,357
負債合計	84,577	67,329
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金		
資本準備金	875,000	875,000
その他資本剰余金	3,628,856	1,078,718
資本剰余金合計	4,503,856	1,953,718
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,267,127	299,002
利益剰余金合計	1,267,127	299,002
自己株式	831,661	677
株主資本合計	5,905,066	5,752,043
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,903	2,482
評価・換算差額等合計	7,903	2,482
純資産合計	5,912,969	5,749,560
負債純資産合計	5,997,547	5,816,890

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業収益		
ブランド価値使用料	6,698	6,521
関係会社受取配当金	97,209	194,419
受託業務収益	15,488	21,763
貯金旧勘定交付金	164	121
医業収益	6,363	6,866
宿泊事業収益	2,358	3,882
営業収益合計	128,284	233,574
営業費用		
受託業務費用	17,003	22,182
医業費用	8,493	8,765
宿泊事業費用	8,685	8,204
管理費	² 6,500	² 614
営業費用合計	¹ 27,681	¹ 38,537
営業利益	100,602	195,036
営業外収益		
受取配当金	3,400	4,540
受取賃貸料	1,326	1,403
その他	1,171	1,882
営業外収益合計	5,898	7,827
営業外費用		
賃貸費用	628	664
その他	406	236
営業外費用合計	¹ 1,034	¹ 900
経常利益	105,466	201,962
特別利益		
固定資産売却益	121	44
関係会社株式売却益	-	87,530
その他	198	2,968
特別利益合計	319	90,544
特別損失		
固定資産除却損	96	207
減損損失	4,674	3,100
関係会社株式評価損	³ 3,040,496	-
老朽化対策工事負担金	1,184	-
その他	312	753
特別損失合計	3,046,764	4,061
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	2,940,978	288,445
法人税、住民税及び事業税	9,304	10,544
法人税等合計	9,304	10,544
中間純利益又は中間純損失()	2,931,673	298,990

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	963,958	963,958
会計方針の変更による累積的影響額						
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	963,958	963,958
当中間期変動額						
剰余金の配当					101,096	101,096
欠損填補						
中間純損失()					2,931,673	2,931,673
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却						
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	3,032,769	3,032,769
当中間期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	2,068,811	2,068,811

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	831,707	8,136,107	104,439	104,439	8,031,667
会計方針の変更による累積的影響額		-			-
会計方針の変更を反映した当期首残高	831,707	8,136,107	104,439	104,439	8,031,667
当中間期変動額					
剰余金の配当		101,096			101,096
欠損填補		-			-
中間純損失()		2,931,673			2,931,673
自己株式の取得		-			-
自己株式の処分	45	45			45
自己株式の消却		-			-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			5,660	5,660	5,660
当中間期変動額合計	45	3,032,724	5,660	5,660	3,027,064
当中間期末残高	831,661	5,103,382	98,779	98,779	5,004,603

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	1,267,127	1,267,127
会計方針の変更による 累積的影響額					11	11
会計方針の変更を反映した 当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	1,267,115	1,267,115
当中間期変動額						
剰余金の配当			202,193	202,193		
欠損填補			1,267,127	1,267,127	1,267,127	1,267,127
中間純利益					298,990	298,990
自己株式の取得						
自己株式の処分						
自己株式の消却			1,080,816	1,080,816		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	2,550,137	2,550,137	1,566,117	1,566,117
当中間期末残高	3,500,000	875,000	1,078,718	1,953,718	299,002	299,002

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	831,661	5,905,066	7,903	7,903	5,912,969
会計方針の変更による 累積的影響額		11			11
会計方針の変更を反映した 当期首残高	831,661	5,905,078	7,903	7,903	5,912,981
当中間期変動額					
剰余金の配当		202,193			202,193
欠損填補		-			-
中間純利益		298,990			298,990
自己株式の取得	250,000	250,000			250,000
自己株式の処分	167	167			167
自己株式の消却	1,080,816	-			-
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			10,385	10,385	10,385
当中間期変動額合計	830,984	153,035	10,385	10,385	163,420
当中間期末残高	677	5,752,043	2,482	2,482	5,749,560

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券については、中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法に基づく原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～60年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。

自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(7年)による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用(以下「整理資源」という。)の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「前払年金費用」として計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しております。

退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省(郵政事業に従事)に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用(以下「恩給負担金」という。)の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づき、執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当中間会計期間末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は主に、持株会社として子会社から、当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価としてブランド価値使用料を受け取るほか、グループの経営効率の向上を図るため間接業務を受託してサービスを提供する等しております。これらは、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、宿泊事業におけるポイント制度については、従来将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。また、宿泊事業における売店販売等に係る収益については、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社が代理人に該当すると判断したものについては、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。さらに、受託業務収益のうち工事監理業務については、従来一時点で収益を認識しておりましたが、業務の開始から完了までの一定期間にわたり、収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間損益計算書は、営業収益は65百万円増加し、営業費用は107百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ41百万円減少しております。

当中間会計期間の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、中間株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は11百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場価格のある株式の評価について、期末前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価法から、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、中間連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	3,200百万円	4,387百万円
無形固定資産	3,147百万円	3,348百万円

2. 管理費がマイナスとなっているのは、主として退職給付費用の整理資源に係る過去勤務費用の償却等によるものであります。

3. 前中間会計期間において、当社が保有する当社の連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行の株式について、時価が著しく下落したため減損処理を行い、関係会社株式評価損を特別損失に計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	4,155,183	4,375,456	220,272
(2) 関連会社株式			
合計	4,155,183	4,375,456	220,272

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)
(1) 子会社株式	885,028
(2) 関連会社株式	
合計	885,028

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当中間会計期間(2021年9月30日)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 子会社株式	3,882,994	3,609,782	273,211
(2) 関連会社株式			
合計	3,882,994	3,609,782	273,211

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (2021年9月30日)
(1) 子会社株式	854,175
(2) 関連会社株式	
合計	854,175

(企業結合等関係)
(共通支配下の取引等)
子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。この売却により関係会社株式売却益が87,530百万円発生しております。

1. 取引の概要

(1) 取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんぽ生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」という。）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。この趣旨に沿って、当社は、当社の中期経営計画において、2025年までの期間のできる限り早期に金融2社の保有割合が50%以下となるまで売却していく方針としております。

上記方針に従い、株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じて保有する株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部を売却し、あわせて株式処分信託を通じた売却を行いました。これにより、当社の株式会社かんぽ生命保険に対する保有割合は50%を下回りました。

(2) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんぽ生命保険

事業の内容：生命保険業

(3) 企業結合日

株式会社かんぽ生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売付け

2021年5月17日

株式処分信託を通じた売却

2021年6月10日から2021年6月17日まで

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(重要な後発事象)

(重要な事業の譲渡)

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、当社が保有する宿泊施設「かんぼの宿」のうち32施設に係る事業を譲渡することを決議し、2021年10月1日付けで以下譲渡先各社と事業譲渡契約を締結いたしました。

事業分離の概要

1. 分離先企業の名称

- (1) 株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント及びYakushima特定目的会社
- (2) 株式会社シャトレゼホールディングス
- (3) 株式会社ノザワールド
- (4) 株式会社日田淡水魚センター

2. 分離した事業の内容

宿泊施設（かんぼの宿32施設）に係る事業

3. 事業分離を行った主な理由

宿泊施設（かんぼの宿）に係る事業は、従前より赤字が継続しており、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大が宿泊業界に及ぼす影響により、厳しい状況が続くと見込まれます。

また、当社グループに対して、企業価値の維持・向上のための更なる経営健全化が求められる中、経営資源をコアビジネスの充実強化と新規ビジネス等の推進に振り向けることが不可欠となっております。

こうした中において、かんぼの宿がウィズ/アフターコロナ社会の中、引き続き地域の貴重な集客拠点・雇用の場として存在し続けるためには、ホテル・旅館の運営に実績又は意欲を有する事業者等への譲渡が最善と判断いたしました。

4. 事業分離日

2022年4月上旬

(自己株式の取得)

当社は、2021年10月6日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率を向上させ、株主還元を強化することを目的とし、また、2021年10月6日に「株式売出し及び親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出し実施に伴う株式需給への影響を勘案して、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 133,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.5%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100,000百万円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2021年11月1日から2022年4月28日まで |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月26日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	薊	和彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前野	充次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富山	貴広

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月26日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薊 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 野 充 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富 山 貴 広

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本郵政株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本郵政株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意

見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。